

中国民法典の制定について（1）

J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

- 第1 はじめに
 - 1 中国民法典制定までの経過
 - 2 中国民法典の全体像
- 第2 中国民法典の全条文について
 - 第一編 総則
 - 第二編 物権 ～以上まで本号
 - 第三編 契約
 - 第四編 人格権
 - 第五編 婚姻家庭
 - 第六編 相続
 - 第七編 権利侵害責任
- 第3 中国法整備支援の実施状況等

[本 文]

第1 はじめに

1 中国民法典制定までの経過

2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回全体会議において「中華人民共和国民法典」が可決・公布され¹、2021年1月1日から施行されることとなった。

これまで中国には統一的な民法典は存在せず、実質的意義の民法は、主に民法通則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法、権利侵害責任法等の民事単行法から構成されていた。そして民法典編纂の作業は、完全に新たな民事法の立法・制定ではなく、単純な法律の合体・編集でもなく、現行の民事法規範に対して編集・補修を実施し、既に現実の状況に適応していない規定について修正・整備・廃止を行い、経済・社会生活において出現した新たな状況や新たな問題に対して的を絞った新たな規定を制定することである。

民法典編纂の起草研究作業は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会（以下「全国人大」「法工委」と略称）の主導により、最高人民法院、最高人民検察院、司法部、中国社会科学院、中国法学会を参加組織とした民法典編纂ワーキンググループ、及び

¹ 2020年5月28日付中華人民共和國主席令第45号。「中華人民共和国民法典」の全条文及び編纂過程については全国人大の下記ウェブサイト参照。
<http://www.npc.gov.cn/npc/c35174/mfdgfbcashtml>

民法典編纂業務専門班等を組織して実施されてきた。民法典編纂作業は「二段階アプローチ」、すなわち、まず、第一段階として民法総則を制定して民法典総則編とし、次に、第二段階として民法典各分編を編纂し、全国人大常務委員会審議による修正・整備を経た後、民法総則と合体させた完全な民法典草案とする方針とされた。

2014年10月、党の第18期四中全会「法に基づく国家統治の全面的な推進」決定で民法典編纂が提起され、2015年3月、全国人大法工委は、第一段階である民法総則の制定業務に着手し、1986年制定の民法通則を基礎として、関連民事法の実務経験を体系的に整理総括し、民事法制度において普遍的な適用性・指導性を有する規則を抽出して草案を作成し、全国人大常務委員会による審議を経て、2017年3月15日に「中華人民共和国民法総則」が成立した。

民法総則成立後、第二段階となる各分編編纂作業が急ピッチで進められ、現行諸法を基礎として、中国の経済・社会の発展が民事法に対して提示した新たなニーズを踏まえ、物権、契約、人格権、婚姻家族、相続、権利侵害責任等の6つの分編を含む民法典各分編草案が作成された。2018年8月、12月、2019年4月、6月、8月、10月実施の第13期全国人大常務委員会会議において草案に関する分割審議を行い、6つの分編草案の全てについて第二次審議を実施し、特に社会的注目された人格権、婚姻家族、権利侵害責任の3つの分編草案については第三次審議を実施した。こうして民法総則と全国人大常務委員会の審議・修正を経た民法典各分編草案を合体した「中華人民共和国民法典（草案）」が作成され、2019年12月の第13期全国人大常務委員会第15回会議の審議を経て、2020年3月の全国人民代表大会に同草案を上程することが決定された。

もっとも、新型肺炎問題の発生によって大会の開催自体が延期され、特に2020年4月末開催の全国人大常務委員会会議では、新型肺炎対策に必要な一連の関連立法（公共衛生法治保障立法）の整備を優先事項とする年次立法計画が決定され、同計画にも民法典が積極的に位置づけられていた。こうして民法典草案の最終審議・表決は、冒頭で記載したように2020年5月に実現したという経過である。

2 中国民法典の全体像

「中華人民共和国民法典」は、全7編、合計1260条からなり、各編は総則、物権、契約〔合同〕、人格権、婚姻家族、相続〔継承〕、権利侵害責任〔侵权责任〕、及び附則である。

第一編	総則	(1条～204条)
第二編	物権	(205条～462条)
第三編	契約	(463条～988条)
第四編	人格権	(989条～1039条)
第五編	婚姻家庭	(1040条～1118条)
第五編	相続	(1119条～1163条)
第六編	権利侵害責任	(1164条～1258条)
第七編	附則	(1259条, 1260条)

なお、新法の要点及び注目すべき新制度等については、現行の法整備支援プロジェクトで実施予定である成果発表ウェビナーにおける全国人大法工委民法室担当による発表内容を、本稿「第3 中国法整備支援の実施状況等」において紹介する。

第2 中国民法典の全条文について²

第一編 総則

第一章 基本規定

第1条【立法目的と根拠】

民事主体の合法的權益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を守り、中国的特色のある社会主義の発展要求に適応し、社会主義核心的価値観を発揚するために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条【本法の調整範囲】

民法は、平等な主体たる自然人、法人及び非法人組織との間における人身関係と財産関係を調整する。

第3条【合法的民事權益の法律保護】

民事主体の人身権、財産権及びその他の合法的權益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵してはならない。

第4条【平等原則】

民事主体の民事活動における法的地位は、一律に平等である。

第5条【自由意思原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、自由意思原則に従わなければならない、自己の意

² 2017年3月15日成立「中華人民共和国民法総則」の要点は、本誌第78号～第83号所収の拙稿「中国民法総則の制定について(1)～(6・小括)」で紹介したところ、新法第一編では、「民法総則」の構造及び内容が基本的に維持されているが(全10章、合計204条)、自然災害、社会安全事件、感染症流行等の公共衛生事件といった緊急対応が必要な状況下に対応するために新たな規定が追加されており(第34条4項)、さらに法典編纂の体系化要求に基づいて個別条項に対する字句修正が随所に行われたほか、「附則」関連内容が民法典の最後に移動されている。

また本文中の条文見出しは、主として全国人大法工委民法室主任・黄薇主編『中華人民共和国民法典総則編解読』(中国法制出版社・2020年7月)、同室・孫娜娜編『民法典新旧逐条対比』(中国檢察出版社・2020年6月)を参照したものである。

思により民事法律関係を設定し、変更し、終了させる。

第6条【公平原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、公平原則に従わなければならない、各当事者の権利と義務を合理的に確定する。

第7条【誠実信用原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、誠実信用原則に従わなければならない、誠実を旨とし、約束を遵守する。

第8条【法律・公序良俗の遵守原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならない。

第9条【環境配慮原則】

民事主体は民事活動を行うに当たり、資源を節約し、生態環境の保護に有益でなければならない。

第10条【民事紛争処理の根拠】

民事紛争を処理するに当たり、法律に依拠しなければならない。法律に規定がない場合、慣習を適用することができる。但し、公序良俗に反してはならない。

第11条【特別法の優先】

その他の法律に民事関係について特別規定がある場合、その規定による。

第12条【民法の効力範囲】

中華人民共和国の領域内の民事活動について、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第二章 自然人

第一節 民事権利能力と民事行為能力

第13条【自然人の民事権利能力】

自然人は、出生時から死亡時まで民事権利能力を有し、法に基づき民事権利を享有し、民事義務を負担する。

第14条【自然人の民事権利能力平等】

自然人の民事権利能力は、一律に平等である。

第15条【自然人の出生・死亡時間の認定】

自然人の出生時間と死亡時間は、出生証明、死亡証明に記載された時間を基準とする。出生証明、死亡証明がない場合、戸籍登記又はその他有効な身分登記に記載された時間を基準とする。以上の記載時間を覆すに足るその他の証拠がある場合、当該証拠によって証明された時間を基準とする。

第16条【胎児の利益保護】

遺産相続、贈与の受領等胎児の利益保護に関わる場合、胎児は民事権利能力を有するものとみなす。但し、胎児が娩出時に死体である場合、その民事権利能力は始めから存

在しない。

第17条【成年者・未成年者の年齢基準】

18歳以上の自然人を成年者とする。18歳未満の自然人を未成年者とする。

第18条【完全民事行為能力者】

成年者を完全民事行為能力者とし、単独で民事法律行為を行うことができる。

- 2 16歳以上の未成年者が自己の労働収入を主な生活の収入源としている場合、完全民事行為能力者とみなす。

第19条【制限民事行為能力の未成年者】

8歳以上の未成年者を制限民事行為能力者とし、その法定代理人が代理し、又は法定代理人の同意、追認を得て民事法律行為を行う。但し、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力に相応する民事法律行為は単独で行うことができる。

第20条【民事行為無能力の未成年者】

8歳未満の未成年者を民事行為無能力者とし、その法定代理人が代理して民事法律行為を行う。

第21条【民事行為無能力の成年者】

自己の行為を弁識できない成年者を民事行為無能力者とし、その法定代理人が代理して民事法律行為を行う。

- 2 8歳以上の未成年者が自己の行為を弁識できない場合、前項の規定を適用する。

第22条【制限民事行為能力の成年者】

自己の行為を完全には弁識できない成年者を制限民事行為能力者とし、法定代理人が代理し又はその法定代理人の同意、追認を得て民事法律行為を行う。但し、単に利益を得る民事法律行為又はその知力、精神健康状況に相応する民事法律行為は単独で行うことができる。

第23条【後見人】

民事行為無能力者、制限民事行為能力者の後見人は、その法定代理人である。

第24条【民事行為能力の認定・回復】

自己の行為を弁識できない、又は完全には弁識できない成年者、その利害関係人又は関係組織は、人民法院に対して、当該成年者が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者であることの認定を申請することができる。

- 2 人民法院により民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と認定された場合、本人、利害関係人又は関係組織の申請を経て、人民法院はその知力、精神健康の回復状況に基づき当該成年者の制限民事行為能力者又は完全民事行為能力者への回復を認定することができる。
- 3 本条の規定する関係組織は次のものを含む。居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、法に基づき設立された高齢者組織、民政部門等。

第25条【自然人の住所】

自然人は、戸籍登記又はその他有効な身分登記に記載した居所を住所とする。常居所

と住所が一致しない場合、常居所を住所とみなす。

第二節 後見

第26条【父母と子の間の法的義務】

父母は、未成年の子に対して扶養、教育及び保護の義務を負う。

2 成年者である子は、父母に対して扶養〔贍養〕、扶助及び保護の義務を負う。

第27条【未成年者の後見人】

父母は、未成年者の後見人である。

2 未成年者の父母が既に死亡し又は後見能力を有しない場合、次に掲げる順序に従って後見能力を有する者が後見人となる。

(一) 父方の祖父母、母方の祖父母

(二) 兄、姉

(三) その他後見人となる意思のある個人又は組織。但し、未成年者住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を要する。

第28条【完全な民事行為能力を有しない成年者の後見人】

民事行為無能力又は制限民事行為能力の成年者については、次に掲げる順序に従って後見能力を有する者が後見人となる。

(一) 配偶者

(二) 父母、子

(三) その他の近親族

(四) その他後見人となる意思のある個人又は組織。但し、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を要する。

第29条【遺言による後見人指定】

被後見人の父母が後見人となった場合、遺言により後見人を指定することができる。

第30条【協議による後見人確定】

法に基づき後見資格を有する者の間では、協議によって後見人を確定することができる。後見人を協議で確定する場合、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。

第31条【後見人確定紛争の解決手続】

後見人の確定について争いがある場合、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門が後見人を指定し、関係当事者が指定に対して不服のある場合は、人民法院に対して後見人の指定を申請することができる。関係当事者も、直接、人民法院に対して後見人の指定を申請することができる。

2 居民委員会、村民委員会、民政部門又は人民法院は、被後見人の真実の意思を尊重し、被後見人にとって最も有利とする原則に従って法に基づき後見資格を具える者から後見人を指定しなければならない。

3 本条1項の規定により後見人を指定する前、被後見人の人身権、財産権及びその他の合法的權益を保護する者がいない状態にある場合、被後見人住所地の居民委員会、村民

委員会、法律の規定する関係組織又は民政部门が臨時後見人となる。

- 4 後見人が指定された後、無断でこれを変更してはならない。無断で変更した場合、指定された後見人の責任は免除されない。

第32条【後見資格者がいない場合の公職後見人】

法に基づき後見資格を具える者がいない場合、民政部门が後見人を担当し、後見職責の履行条件を具えた被後見人住所地の居民委員会、村民委員会も担当することができる。

第33条【任意後見】

完全な民事行為能力を有する成年者は、近親族、その他後見人を担当する意思のある個人又は組織と事前に協議し、書面形式で自己の後見人を確定し、自己が民事行為能力を喪失又は一部喪失したときは、当該後見人が後見職責を履行する。

第34条【後見人の職責内容・臨時生活支援】

後見人の職責は、被後見人を代理して民事法律行為を行うこと、被後見人の人身権、財産権及びその他の合法的權益等の保護である。

- 2 後見人が法に基づき後見職責を履行し発生する権利は、法律の保護を受ける。
- 3 後見人が後見職責を履行せず、又は被後見人の合法的權益を侵害した場合、法的責任を負わなければならない。
- 4 突発事件等の緊急状況により、後見人が暫時後見職責を履行できず、被後見人の生活をケアする者がいない状態になった場合、被後見人住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部门は被後見人のために必要な臨時の生活支援措置を講じなければならない。

第35条【後見職責の履行上遵守すべき原則】

後見人は、被後見人にとって最も有利とする原則に従って後見職責を履行しなければならない。後見人は、被後見人の利益を維持保護する場合を除き、被後見人の財産を処分してはならない。

- 2 未成年者の後見人が後見職責の履行において被後見人の利益に関する決定を行う場合、被後見人の年齢及び知力の状況を根拠とし、被後見人の真実の意思を尊重しなければならない。
- 3 成年者の後見人が後見職責を履行する場合、被後見人の真実の意思を最大限尊重し、被後見人がその知力、精神の健康状況に相応する民事法律行為を行うことを保障し、かつ協力しなければならない。被後見人が単独で処理する能力を有する事務について、後見人は干渉してはならない。

第36条【後見人資格の取消】

後見人が次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、関係する個人又は組織の申請に基づき、その後見人の資格を取り消し、必要な臨時後見措置を講じ、かつ被後見人にとって最も有利とする原則に従って法に基づき後見人を指定する。

(一) 被後見人の心身の健康を著しく害する行為を行ったとき

(二) 後見職責の履行を怠り、又は後見職責を履行できず、かつ後見職責の一部又は全部を他人に委任することを拒絶し、被後見人を危機困窮状態に陥らせたとき

(三) 被後見人の合法的權益を著しく害するその他の行為を行ったとき

2 本条の規定する関係の個人、組織には、その他法に基づき後見資格を有する者、居民委員会、村民委員会、学校、医療機関、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法に基づき設立された高齢者組織、民政部門等を含む。

3 前項の規定する個人及び民政部門以外の組織が速やかに人民法院に対して後見人資格取消の申請を行わない場合、民政部門は人民法院に対して申請しなければならない。

第37条【後見人資格取消後の義務】

法に基づき被後見人の養育費〔抚养费〕、扶養費〔贍養費〕、扶養費〔扶養費〕を負担する父母、子、配偶者等は、人民法院から後見人資格を取り消された後、負担義務の履行を継続しなければならない。

第38条【後見人資格の回復】

被後見人の父母又は子が人民法院から後見人資格を取り消された後、被後見人に対して故意の犯罪を行った場合を除き、改悛の態度が確かに認められる場合には、その申請を経て、人民法院は被後見人の真実の意思を尊重することを前提とし、状況に鑑みてその後見人の資格を回復することができ、同時に人民法院が指定した後見人と被後見人との後見関係は終了する。

第39条【後見関係の終了】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、後見関係は終了する。

(一) 被後見人が完全な民事行為能力を取得又は回復したとき

(二) 後見人が後見能力を喪失したとき

(三) 被後見人又は後見人が死亡したとき

(四) 人民法院が後見関係の終了するその他の状況を認定したとき

2 後見関係の終了後、被後見人が依然として後見を必要とする場合は、法に基づき後見人を別途確定しなければならない。

第三節 失踪宣告と死亡宣告

第40条【失踪宣告の条件】

自然人が行方不明になり満2年を経過した場合、利害関係人は、人民法院に対して当該自然人を失踪者として宣告するよう申請することができる。

第41条【行方不明の起算時間】

自然人の行方不明の時間は、その者の音信が絶えた日から起算する。戦争期間に行方不明となった場合、行方不明の時間は戦争終結の日又は関係機関が確定した行方不明となった日から起算する。

第42条【失踪者の財産管理】

失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母又はその他財産管理人〔财产代管人〕を担当する意思のある者が代理管理〔代管〕する。

2 財産の代理管理に争いがあり、前項の規定する者がいない、又は前項の規定する者が

代理管理能力を有しない場合、人民法院の指定する者が代理管理する。

第43条【財産管理人の職責】

財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産権益を維持保護しなければならない。

- 2 失踪者が滞納している税金、債務及び支払うべきその他費用は、財産管理人が失踪者の財産から支払う。
- 3 財産管理人が故意又は重大な過失によって失踪者の財産に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第44条【財産管理人の変更】

財産管理人が代理管理職責を履行しない、失踪者の財産権益を侵害し、又は代理管理能力を喪失した場合、失踪者の利害関係人は人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。

- 2 財産管理人に正当な理由がある場合、人民法院に対して財産管理人の変更を申請することができる。
- 3 人民法院が財産管理人を変更した場合、変更後の財産管理人は、原財産管理人に対して、速やかに関係財産を引き渡し、かつ財産代理管理状況の報告を求める権限を有する。

第45条【失踪宣告の取消】

失踪者が再び現れた場合、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は失踪宣告を取り消さなければならない。

- 2 失踪者が再び現れた場合、財産管理人に対して、速やかに関係財産を引き渡し、かつ財産代理管理状況の報告を求める権利を有する。

第46条【死亡宣告の条件】

自然人に次に掲げる状況のいずれかがある場合、利害関係人は人民法院に対して当該自然人の死亡宣告を申請することができる。

- (一) 行方不明になり満4年が経過したとき
- (二) 突発事件によって行方不明になり満2年が経過したとき

- 2 突発事件によって行方不明になり、当該自然人が生存不可能であることを関係機関が証明した場合、死亡宣告の申請は2年間の制限を受けない。

第47条【死亡宣告と失踪宣告の申請競合】

同一の自然人に対して、死亡宣告を申請する利害関係人と失踪宣告を申請する利害関係人があり、本法の規定する死亡宣告条件に適合している場合、人民法院は死亡宣告をしなければならない。

第48条【死亡宣告を受けた者の死亡日確定】

死亡宣告を受けた者については、人民法院の死亡宣告の判決日をその死亡日とみなす。突発事件により行方不明となり死亡宣告がなされた場合は、事件発生日をその死亡日とみなす。

第49条【死亡宣告期間中に行った民事法律行為の効力】

自然人が死亡宣告を受けたものの死亡していない場合、当該自然人が死亡宣告期間中に行った民事法律行為の効力には影響しない。

第50条【死亡宣告の取消】

死亡宣告を受けた者が再び現れた場合、本人又は利害関係人の申請を経て、人民法院は死亡宣告を取り消さなければならない。

第51条【死亡宣告を受けた者の婚姻関係】

死亡宣告を受けた者の婚姻関係は、死亡宣告の日から消滅する。死亡宣告が取り消された場合、婚姻関係は死亡宣告の取消日から自然回復する。但し、その配偶者が再婚し、又は婚姻登記機関に対して婚姻関係回復を望まない旨を書面で明らかにした場合を除く。

第52条【死亡宣告期間の養子関係】

死亡宣告を受けた者は、死亡宣告期間中にその子が法に基づき他人の養子となった場合、死亡宣告の取消後に本人の同意を得ていないことを理由として養子関係の無効を主張することはできない。

第53条【死亡宣告取消後の財産返還】

死亡宣告を取り消された者は、本法第六編によってその財産を取得した民事主体に財産の返還を請求する権利を有する。返還することができない場合、適当な補償をしなければならない。

- 2 利害関係人が真実の状況を隠し、他人に死亡宣告を受けさせてその財産を取得した場合、財産を返還するほか、これにより生じた損害の賠償責任も負わなければならない。

第四節 個人商工業世帯と農村請負経営世帯

第54条【個人商工業世帯の定義】

自然人が商工業の経営に従事し、法に基づき登記する場合、個人商工業世帯とする。個人商工業世帯は、屋号を付することができる。

第55条【農村請負経営世帯の定義】

農村集団経済組織の構成員は、法に基づき農村土地請負経営権を取得し、家庭請負経営に従事する場合、農村請負経営世帯とする。

第56条【個人商工業世帯及び農村請負経営世帯の債務負担】

個人商工業世帯の債務は、個人経営の場合、個人財産により負担する。家庭経営の場合、家庭財産により負担する。区別できない場合は、家庭財産により負担する。

- 2 農村請負経営世帯の債務は、農村土地請負経営に従事する農家の財産により負担する。事実上農家の一部構成員が経営する場合は、当該一部構成員の財産により負担する。

第三章 法人

第一節 一般規定

第57条【法人の定義】

法人は民事権利能力及び民事行為能力を有し，法に基づき独立して民事権利を享有し，民事義務を負担する組織である。

第58条【法人の成立】

法人は法に基づき成立しなければならない。

2 法人は自己の名称，組織機構，住所，財産又は経費を有しなければならない。法人成立の具体的条件及び手続は，法律，行政法規の規定による。

3 法人の設立につき，法律，行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合，その規定による。

第59条【法人の民事権利能力・民事行為能力】

法人の民事権利能力及び民事行為能力は，法人成立時から発生し，法人終了時に消滅する。

第60条【法人の民事責任負担】

法人はその全財産をもって民事責任を独立して負担する。

第61条【法人の法定代表者】

法律又は法人定款の規定により，法人を代表して民事活動を行う責任者を法人の法定代表者とする。

2 法定代表者が法人名義で行った民事活動につき，その法律効果は法人が受け入れる。

3 法人定款又は法人の権力機構による法定代表者の代表権に対する制限は，善意の相手方に対抗することができない。

第62条【法定代表者職務行為の民事責任】

法定代表者が職務執行により他人に損害を与えた場合，法人が民事責任を負担する。

2 法人は民事責任を負担した後，法律又は法人定款の規定により，過失のあった法定代表者に対して求償することができる。

第63条【法人の住所】

法人は，その主たる事務機構の所在地をもって住所とする。法に基づく法人登記手続を要する場合，主たる事務機構の所在地を住所として登記しなければならない。

第64条【法人の登記変更】

法人の存続期間において登記事項に変化が生じた場合，法に基づき登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第65条【法人に関する不実登記の効果】

法人の実際の状況と登記事項が一致しない場合，善意の相手方に対抗することができない。

第66条【法人登記公示制度】

登記機関は，法に基づき速やかに法人登記の関係情報を公示しなければならない。

第67条【法人の合併、分割の効果】

法人が合併する場合、その権利及び義務は合併後の法人が享有し、負担する。

- 2 法人が分割する場合、その権利及び義務は分割後の法人が連帯債権を享有し、連帯債務を負担する。但し、債権者と債務者に別段の約定がある場合を除く。

第68条【法人の終了】

次のいずれかの原因があり、かつ法に基づき清算を完了し、抹消登記を経た場合、法人は終了する。

- (一) 法人が解散したとき
- (二) 法人が破産宣告を受けたとき
- (三) 法律が規定するその他の原因

- 2 法人の終了につき、法律、行政法規が関係機関の許認可を必要と規定する場合、その規定による。

第69条【法人の解散】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法人は解散する。

- (一) 法人定款の規定する存続期間が満了し、又は法人定款の規定するその他の解散事由が発生したとき
- (二) 法人の権力機関が解散を決議したとき
- (三) 法人の合併又は分割により解散が必要なとき
- (四) 法人が法に基づき営業許可証、登記証書を取り上げられ、閉鎖を命じられ、又は取り消されたとき
- (五) 法律が規定するその他の状況

第70条【法人解散後の清算】

法人が解散する場合、合併又は分割の場合を除き、清算義務者は速やかに清算組織を組成して清算を行わなければならない。

- 2 法人の董事、理事等の執行機関又は意思決定機関の構成員を清算義務者とする。法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定による。
- 3 清算義務者が速やかに清算義務を履行せず、損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。主管機関又は利害関係人は、人民法院に対して、関係者を指定して清算組織を設けて清算を行うよう申請することができる。

第71条【法人清算の法律適用】

法人の清算手続と清算組織の職権については、関係の法律規定による。規定がない場合は、会社法の関係規定を参照適用する。

第72条【清算の法的効果等】

清算期間において法人は存続する。但し、清算に関係のない活動を行ってはならない。

- 2 法人清算後の残余財産は、法人定款の規定又は法人権力機関の決議に従って処理する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。
- 3 清算が終了し、かつ法人の抹消登記が完了したとき、法人は終了する。法に基づく法

人登記手続を要しない場合は、清算終了時に法人は終了する。

第73条【法人破産清算による終了】

法人が破産宣告を受けた場合、法に基づき破産清算を行い、かつ法人の抹消登記が完了したときに、法人は終了する。

第74条【法人の分支機構】

法人は法に基づき分支機構を設けることができる。法律、行政法規が分支機構について登記手続を要する旨を規定する場合、その規定による。

- 2 分支機構が自己の名義で民事活動を行う場合、発生した民事責任は法人が負担する。まず当該分支機構の管理する財産をもって負担することもできるが、不足する場合は法人が負担する。

第75条【法人設立行為の法的効果】

設立者が法人設立のために行う民事活動につき、その法律効果は法人が受け入れる。法人が成立していない場合、その法律効果は設立者が受け入れ、設立者が二人以上の場合は、連帯債権を享有し、連帯責任を負担する。

- 2 設立者が法人設立のために自己名義で行った民事活動により発生した民事責任につき、第三者は法人又は設立者の負担を選択請求する権利を有する。

第二節 営利法人

第76条【営利法人の定義・類型】

利益を取得し、それを株主等の出資者に分配することを目的として成立した法人を、営利法人とする。

- 2 営利法人には有限責任会社、株式有限会社及びその他の企業法人等を含む。

第77条【営利法人の成立】

営利法人は、法に基づく登記を経て成立する。

第78条【営業許可証】

法に基づき設立された営利法人には、登記機関が営利法人の営業許可証を交付する。営業許可証の発行日を、営利法人の成立日とする。

第79条【営利法人の定款】

営利法人を設立するには法に基づき法人定款を制定しなければならない。

第80条【営利法人の権力機関】

営利法人は権力機関を設置しなければならない。

- 2 権力機関は法人定款を変更し、執行機関、監督機関の構成員を選任又は変更し、法人定款の規定するその他の職権を行使する。

第81条【営利法人の執行機関】

営利法人は執行機関を設置しなければならない。

- 2 執行機関が権力機関の会議を招集し、法人の経営計画、投資案について決定し、法人の内部管理機構の設置について決定し、かつ法人定款の規定するその他の職権を行使す

る。

- 3 執行機関を董事会（役員会）又は執行董事（執行役員）とする場合、董事長、執行董事又は経理が法人定款の規定に従って法定代表者となる。董事会又は執行董事がない場合、法人定款の規定する主な責任者がその執行機関及び法定代表者となる。

第82条【営利法人の監督機関】

営利法人が監事会又は監事等の監督機関を設置する場合、監督機関は法に基づき法人の財務を検査し、執行機関構成員や高級管理者の法人職務の執行行為について監督し、かつ法人定款の規定するその他の職権を行使する。

第83条【出資者の権利濫用と責任負担】

営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して、法人又は他の出資者の利益を害してはならない。出資者の権利を濫用して法人又は他の出資者に損害を与えた場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。

- 2 営利法人の出資者は、法人の独立的地位及び出資者の有限責任を濫用して法人債権者の利益を害してはならない。法人の独立的地位及び出資者の有限責任を濫用し、債務を逃れ、法人債権者の利益に重大な損害を与えた場合、法人債務について連帯責任を負わなければならない。

第84条【関連関係の不当利用取引】

営利法人の支配的出資者、実質的支配者、董事、監事、高級管理者は、その関連関係を利用して法人の利益を害してはならない。関連関係を利用して法人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第85条【営利法人の決議の瑕疵】

営利法人の権力機関、執行機関の行った決議の会議招集手続、表決方式が法律、行政法規、法人定款に違反し、又は決議内容が法人定款に違反する場合は、営利法人の出資者は、人民法院に対して当該決議の取消を請求することができる。但し、営利法人が当該決議に基づいて善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない。

第86条【営利法人の社会的責任】

営利法人が経営活動を行う場合、商業道徳を遵守し、取引安全を維持保護し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

第三節 非営利法人

第87条【非営利法人の定義・類型】

公益目的又はその他非営利目的で成立し、出資者、設立者又は会員に対して取得した利益を分配しない法人を非営利法人とする。

- 2 非営利法人は、事業単位、社会团体、基金会、社会サービス機関等を含む。

第88条【事業単位法人資格の取得】

法人の条件を具備し、経済社会発展の需要に適應し、公益サービスを提供するために設立した事業単位は、法に基づく登記を経て成立し、事業単位法人資格を取得する。法

に基づく法人登記手続を要しない場合、成立日から事業単位法人資格を取得する。

第 8 9 条【事業単位法人の組織機構】

事業単位法人が理事会を設置する場合、法律に別段の規定がある場合を除き、理事会をその意思決定機関とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、行政法規又は法人定款の規定に従って選出する。

第 9 0 条【社会団体法人資格の取得】

法人の条件を具備し、会員の共同の意思に基づき、公益目的又は会員の共同利益等の非営利目的実現のために設立した社会団体は、法に基づく登記を経て成立し、社会団体法人資格を取得する。法に基づく法人登記手続を要しない場合、成立日から社会団体法人資格を有する。

第 9 1 条【社会団体法人の定款と組織機構】

社会団体法人の設立には、法に基づき法人定款を制定しなければならない。

- 2 社会団体法人は、会員総会又は会員代表総会等の権力機関を設置しなければならない。
- 3 社会団体法人は、理事会等の執行機関を設置しなければならない。理事長又は会長等の責任者は、法人の定款規定に従って法定代表者を担当する。

第 9 2 条【寄付法人資格の取得】

法人の条件を具備し、公益目的実現のため、寄付財産で設立した基金会、社会サービス機関等は、法に基づく登記を経て成立し、寄付法人資格を取得する。

- 2 法に基づき設立した宗教活動場所が、法人の条件を具備する場合、法人登記を申請して寄付法人資格を取得することができる。法律、行政法規が宗教活動場所について規定する場合、その規定による。

第 9 3 条【寄付法人の定款と組織機構】

寄付法人の設立には、法に基づき定款を制定しなければならない。

- 2 寄付法人は、理事会、民主管理組織等の意思決定機関、及び執行機関を設置しなければならない。理事長等の責任者は、法人定款の規定に従って法定代表者を担当する。
- 3 寄付法人は、監事会等の監督機関を設置しなければならない。

第 9 4 条【寄付者の法人に対する権利】

寄付者は、寄付法人に寄付財産の使用、管理の状況を問い合わせ、意見の提出及び提案を行う権利を有し、寄付法人は、速やかに事実のとおり回答しなければならない。

- 2 寄付法人の意思決定機関、執行機関又はその法定代表者の行った決定の手続が、法律、行政法規、法人定款に違反する場合、又は決定の内容が法人定款に違反する場合、寄付者等の利害関係人又は主管機関は、人民法院に対して当該決定の取消を請求することができる。但し、寄付法人が当該決定に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は影響を受けない。

第 9 5 条【公益非営利法人終了時の残余財産処理】

公益目的で成立した非営利法人が終了する場合、出資者、設立者又は会員に残余財産を分配してはならない。残余財産は法人の定款規定又は権力機関の決議に従って公益目

的に用いなければならない。法人の定款規定又は権力機関の決議に従って処理することができない場合、主管機関が主宰して、趣旨が同じ又は類似する法人に移管するとともに、社会に公告する。

第四節 特別法人

第96条【特別法人の種類】

本節に規定する機関法人、農村集団経済組織法人、都市農村合作経済組織法人、基層大衆性自治組織法人を特別法人とする。

第97条【機関法人】

独立の経費を有する機関、行政職能を担う法定機関は、成立日から、機関法人資格を有し、その職能履行のために必要な民事活動を行うことができる。

第98条【機関法人の終了】

機関法人が取り消された場合、法人は終了し、その民事権利と義務は、後任の機関法人が享有し、負担する。後任の機関法人がない場合は、その機関法人を取り消した機関法人が享有し、負担する。

第99条【農村集団経済組織法人】

農村集団経済組織は、法に基づき法人資格を取得する。

2 法律、行政法規に農村集団経済組織について規定がある場合、その規定による。

第100条【都市農村の合作経済組織法人】

都市、農村の合作経済組織は、法に基づき法人資格を取得する。

2 法律、行政法規に都市、農村の合作経済組織について規定がある場合、その規定による。

第101条【基層大衆性自治組織法人】

居民委員会、村民委員会は、基層大衆性自治組織法人資格を有し、職能を履行するために必要な民事活動を行うことができる。

2 村の集団経済組織が設立されていない場合、村民委員会は法に基づき村の集団経済組織の職能を代行することができる。

第四章 非法人組織

第102条【非法人組織の定義・範囲】

非法人組織は法人資格を有しないが、法に基づき自己名義で民事活動を行うことができる組織である。

2 非法人組織は、個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格を有しない専門サービス機構等を含む。

第103条【非法人組織の設立手続】

非法人組織は、法律の規定に従って登記しなければならない。

2 非法人組織の設立について法律、行政法規の規定が関係機関の許認可を必要とする場合、その規定による。

第104条【非法人組織の債務負担と民事責任】

非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合、その出資者又は設立者は無限責任を負う。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第105条【非法人組織の代表者】

非法人組織は、当該組織を代表して民事活動を行う者を一人又は数人確定することができる。

第106条【非法人組織の解散事由】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、非法人組織は解散する。

- (一) 定款の規定する存続期間が満了し、又は定款の規定するその他の解散事由が発生したとき
- (二) 出資者又は設立者が解散を決定したとき
- (三) 法律が規定するその他の状況

第107条【非法人組織の清算】

非法人組織が解散する場合、法に基づき清算を行わなければならない。

第108条【法人規定の参照適用】

非法人組織には、本章の規定を適用するほか、本編第三章第一節の関係規定を参照適用する。

第五章 民事権利

第109条【一般的人格権】

自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける。

第110条【民事主体の具体的人格権】

自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

- 2 法人、非法人組織は、名称権、名誉権及び栄誉権を享有する。

第111条【個人情報の法的保護】

自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。いかなる組織又は個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合、法律に基づき取得し、かつ情報の安全を確保しなければならない。不法に他人の個人情報を収集、使用、加工、伝達してはならず、不法に他人の個人情報を売買、提供又は公開してはならない。

第112条【婚姻、家族関係から生じる人身権】

自然人の婚姻家庭関係等により生じる人身権は、法律の保護を受ける。

第113条【財産権の平等保護】

民事主体の財産権は、法律による平等な保護を受ける。

第114条【物権の定義・類型】

民事主体は法に基づき物権を享有する。

- 2 物権は、権利者が法に基づき特定の物に対して有する直接的に支配する、排他的な権

利であり、所有権、用益物権及び担保物権を含む。

第115条【物権の客体】

物は、不動産及び動産を含む。法律が物権の客体として権利を規定する場合、その規定による。

第116条【物権法定原則】

物権の種類及び内容は、法律により規定する。

第117条【収用・徴用】

公共利益の必要のため、法律の規定する権限及び手続に従って不動産又は動産を収用、徴用する場合、公平で合理的な補償をしなければならない。

第118条【債権の定義】

民事主体は、法に基づき債権を享有する。

- 2 債権は、契約、権利侵害行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対して一定の作為又は不作為を請求する権利である。

第119条【契約の拘束力】

法に基づき成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

第120条【権利侵害責任の負担】

民事権益が侵害を受けた場合、被侵害者は権利侵害者に対して権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。

第121条【事務管理】

法定又は約定の義務がなく、他人の利益が損害を受けることを避けるために管理を行った者は、受益者に対してこれにより支払った必要費用の償還を請求する権利を有する。

第122条【不当利得】

他人が法律の根拠なく不当に利益を取得した場合、損害を受けた者は、その不当な利益の返還を請求する権利を有する。

第123条【知的財産権】

民事主体は、法に基づき知的財産権を享有する。

- 2 知的財産権は、権利者が法に基づき次の各号に掲げる客体に対して享有する専有的権利である。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 営業秘密
- (六) 集積電子回路配置図設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律が規定するその他の客体

第124条【相続権】

自然人は、法に基づき相続権を享有する。

2 自然人の合法的私有財産は、法に基づき相続することができる。

第125条【投資性権利】

民事主体は、法に基づき株主権〔股权〕及びその他投資性の権利を享有する。

第126条【法律の規定するその他の民事権利・利益】

民事主体は、法律の規定するその他の民事権利と利益を享有する。

第127条【データ、仮想財産の保護】

法律が、データ、インターネット上の仮想財産に対して保護規定を規定する場合、その規定による。

第128条【民事権利保護の特別規定】

法律が未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利について特別な保護規定を置く場合、その規定による。

第129条【民事権利の取得方式】

民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律の規定する事件又は法律の規定するその他の方式によって取得することができる。

第130条【民事権利の行使】

民事主体は、自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使し、干渉を受けない。

第131条【権利行使と義務履行の一致】

民事主体が権利を行使するとき、法律が規定し、当事者が約定した義務を履行しなければならない。

第132条【民事権利の濫用禁止】

民事主体は、民事権利を濫用して国家利益、社会公共利益又は他人の合法的權益を害してはならない。

第六章 民事法律行為

第一節 一般規定

第133条【民事法律行為の定義】

民事法律行為は、民事主体が意思表示により民事法律関係を設定、変更、終了する行為である。

第134条【民事法律行為の成立】

民事法律行為は、双方又は多方の意思表示の一致に基づいて成立することができるが、一方の意思表示によって成立することもできる。

2 法人、非法人組織が法律又は定款の規定する議事方式及び表決手続に基づいて決議を行う場合、当該決議行為は成立する。

第135条【民事法律行為の形式】

民事法律行為は、書面形式、口頭形式又はその他の形式を採用することができる。法律、

行政法規の規定又は当事者の約定で特定形式を採用する場合は、その特定形式を採用しなければならない。

第136条【民事法律行為の発効】

民事法律行為は、その成立時に効力を生ずる。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

- 2 行為者は、法律の規定に基づかず、又は相手方の同意を得ずに、民事法律行為を無断で変更又は解除してはならない。

第二節 意思表示

第137条【相手方ある意思表示の発効】

対話方式で行った意思表示は、相手方がその内容を知った時に効力を生じる。

- 2 非対話方式で行った意思表示は、相手方に到達した時に効力を生ずる。非対話方式で行ったデータ電文形式を採用した意思表示は、相手方が特定システムによるデータ電文の受信を指定している場合、当該データ電文が当該特定システムに入った時に効力を生ずる。特定システムを指定していない場合は、当該データ電文がそのシステムに入ったことを相手方が知り又は知り得べき時に効力を生ずる。当事者がデータ電文形式の意思表示の効力を生ずる時間につき別途約定している場合には、その約定に従う。

第138条【相手方なき意思表示の発効】

相手方なき意思表示は、表示が完成した時に効力を生ずる。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第139条【公告方式の意思表示】

公告方式で行う意思表示は、公告を公表した時に効力を生ずる。

第140条【意思表示の方式】

行為者は明示又は黙示により意思表示を行うことができる。

- 2 沈黙は、法律の規定、当事者の約定又は当事者間の取引慣習に適合する場合に限り、意思表示とみなすことができる。

第141条【意思表示の撤回】

行為者は意思表示を撤回することができる。意思表示撤回の通知は、意思表示が相手方に到達する前又は意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

第142条【意思表示の解釈】

相手方のある意思表示の解釈は、使用されている語句に従い、関連条項、行為の性質と目的、慣習及び誠実信用原則を結合して意思表示の意味を確定しなければならない。

- 2 相手方なき意思表示の解釈は、使用されている語句に完全に拘泥してはならず、かつ関連条項、行為の性質と目的、慣習及び誠実信用原則を結合して行為者の真実の意思を確定しなければならない。

第三節 民事法律行為の効力

第143条【民事法律行為の有効要件】

次の各号に掲げる条件を具備した民事法律行為は有効である。

- (一) 行為者が相応する民事行為能力を有すること
- (二) 意思表示が真実であること
- (三) 法律、行政法規の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと

第144条【民事行為無能力者の民事法律行為・無効】

民事行為無能力者が行った民事法律行為は無効である。

第145条【制限民事行為能力者の民事法律行為】

制限民事行為能力者が行った単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力、精神の健康状況に相応する民事法律行為は有効である。その他の民事法律行為を行った場合は、法定代理人の同意又は追認を経た後有効となる。

- 2 相手方は、法定代理人に対して通知を受け取った日から30日以内に追認するよう催告することができる。法定代理人が意思表示を行わない場合は、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認される前、善意の相手方は、取消権を有する。取消は通知の方式で行わなければならない。

第146条【虚偽表示と隠匿行為の処理】

行為者が相手方と虚偽の意思表示により行った民事法律行為は無効とする。

- 2 虚偽の意思表示により隠匿した民事法律行為の効力は、関係の法律規定に従って処理する。

第147条【重大な誤解】

重大な誤解に基づいて行った民事法律行為につき、行為者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第148条【詐欺】

一方の詐欺的手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第149条【第三者の詐欺】

第三者が詐欺行為を行い、一方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、相手方が当該詐欺行為を知り又は知り得べき場合、詐欺を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第150条【強迫】

一方又は第三者の強迫〔脅迫〕手段により、相手方に真実の意思に反する状況で行わせた民事法律行為につき、強迫〔脅迫〕を受けた者は、人民法院又は仲裁機関に対して取消を請求する権利を有する。

第151条【明らかに不公平】

一方が、相手方の危機困窮状態又は判断能力の欠如等の状況にあることを利用して民事法律行為を成立させた時、明らかに公平を欠く場合は、損害を受けた者は、人民法院

又は仲裁機関に取消を請求する権利を有する。

第152条【取消権の消滅】

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、取消権は消滅する。

- (一) 当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から1年以内に、重大な誤解のあった当事者が取消事由を知り又は知り得べき日から90日以内に取消権を行使しなかったとき
- (二) 当事者が強迫を受け、強迫行為の終了した日から1年以内に取消権を行使しなかったとき
- (三) 当事者が取消事由を知った後、取消権の放棄を明確に表示し、又は自己の行為により表明したとき

2 当事者が民事法律行為の効力発生日から5年以内に取消権を行使しない場合、取消権は消滅する。

第153条【法律、行政法規の強行法規等の違反】

法律、行政法規の強行規定に違反する民事法律行為は無効とする。但し、当該強行規定が当該民事法律行為の無効を導かない場合を除く。

2 公序良俗に反する民事法律行為は無効とする。

第154条【悪意通謀による行為】

行為者と相手方が悪意をもって通謀し、他人の合法的權益を害する民事法律行為は無効とする。

第155条【無効、取消の効果】

無効の、又は取り消された民事法律行為は、初めから法的拘束力を有しない。

第156条【民事法律行為の一部無効】

民事法律行為の一部が無効で、その他の部分の効力に影響を与えない場合、その他の部分は依然として有効である。

第157条【無効、取消の法律効果】

民事法律行為が無効、取り消され、又は効力の不発生が確定した後、行為者が当該行為によって取得した財産は返還しなければならない。返還不能又は返還する必要がない場合、金銭に換算して補償しなければならない。過失のあった一方は、これにより相手方が被った損害を賠償しなければならない。各当事者に過失があった場合、各自が相応する責任を負担しなければならない。法律に別段の規定がある場合は、その規定による。

第四節 条件付、期限付の民事法律行為

第158条【条件付民事法律行為】

民事法律行為には条件を付することができる。但し、その性質により条件を付することができない場合を除く。停止条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力を生ずる。解除条件付民事法律行為は、条件が成就した時に効力が消滅する。

第159条【条件成就又は不成就の擬制】

条件付民事法律行為は、当事者が自己の利益のために条件成就を不当に阻止した場合、条件は既に成就したものとみなす。条件成就を不当に促した場合、条件は成就していないものとみなす。

第160条【期限付民事法律行為】

民事法律行為には期限を付することができる。但し、その性質により期限を付することができない場合を除く。始期付民事法律行為は期限が到来した時に効力を生ずる。終期付民事法律行為は期限が満了した時に効力を失う。

第七章 代理

第一節 一般規定

第161条【代理の適用範囲】

民事主体は、代理人を通じて民事法律行為を行うことができる。

- 2 法律の規定、当事者の約定又は民事法律行為の性質により、本人が自ら行うべき民事法律行為は、代理してはならない。

第162条【代理の効力】

代理人が代理の権限内において、被代理人名義で行った民事法律行為は、被代理人に対して効力を生ずる。

第163条【代理の種類】

代理には、委任代理〔委托代理〕と法定代理を含む。

- 2 委任代理人は、被代理人の委任に基づき代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に従って代理権を行使する。

第164条【不当な代理行為の民事責任】

代理人が職責を履行せず、又は不完全な履行により被代理人に損害を与えた場合、民事責任を負担しなければならない。

- 2 代理人と相手方が悪意をもって通謀して本人の合法的權益を害した場合、代理人と相手方は連帯責任を負担しなければならない。

第二節 委任代理

第165条【授權委任状】

委任代理の授權において書面形式を採用した場合、授權委任状には代理人の氏名又は名称、代理事項、権限及び期限を明記し、かつ本人が署名又は押印しなければならない。

第166条【共同代理】

数人が同一の代理事項についての代理人となる場合、代理権を共同して行使しなければならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第167条【違法な代理と民事責任】

代理事項が違法であることを代理人が知り又は知り得べきでありながら代理行為を

行った場合、又は代理人の代理行為が違法であることを被代理人が知り又は知り得べきでありながら未だ反対の表示を行わなかった場合には、被代理人及び代理人は、連帯責任を負わなければならない。

第168条【自己契約、双方代理の禁止】

代理人は、被代理人名義で自己と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人が同意又は追認した場合を除く。

- 2 代理人は、被代理人名義で自己が同時に代理しているその他の者と民事法律行為を行ってはならない。但し、被代理人の双方が同意又は追認した場合を除く。

第169条【委任代理の復代理】

代理人は、第三者に復任する必要がある場合、被代理人の同意又は追認を取得しなければならない。

- 2 復代理について被代理人の同意又は追認を経ている場合、被代理人は代理事務について復代理人たる第三者に直接指示することができ、代理人は第三者の選任及びその第三者への指示についてのみ責任を負う。
- 3 復代理について被代理人の同意又は追認を経していない場合、代理人は復任した第三者の行為に対して責任を負う。但し、緊急の状況下において代理人が被代理人の利益を保護するために第三者に代理を復任する必要がある場合を除く。

第170条【職務代理】

法人又は非法人組織の業務を執行する者が、その職権の範囲内の事項について、法人又は非法人組織の名義で民事法律行為を行うとき、法人又は非法人組織に対して効力を生ずる。

- 2 法人又は非法人組織が、その業務を執行する者の職権範囲に対して加えた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第171条【無権代理】

行為者に代理権がなく、代理権を越え、又は代理権が終了した後、依然として代理行為を行い、被代理人の追認を経ない場合、被代理人に対して効力を生じない。

- 2 相手方は、被代理人に対して通知受領日から30日以内に追認するよう催告することができる。被代理人が意思表示を行わない場合、追認を拒絶したものとみなす。行為者の行った行為が追認される前、善意の相手方は取消の権利を有する。取消は通知の方式により行わなければならない。
- 3 行為者の行った行為が未だ追認されない場合、善意の相手方は、行為者に対して債務の履行を請求し、又はそれにより被った損害について行為者に対して賠償を請求する権利を有する。但し、賠償範囲は被代理人が追認した場合に獲得できる利益を超過してはならない。
- 4 行為者が無権代理であることを相手方が知り又は知り得べき場合、相手方及び行為者は、各自の過失に従って責任を負担する。

第172条【表見代理】

行為者に代理権がなく、代理権を越え、又は代理権終了後に、依然として代理行為を行い、相手方において行為者に代理権ありと信じる理由がある場合、代理行為は有効とする。

第三節 代理の終了

第173条【委任代理の終了事由】

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、委任代理は終了する。

- (一) 代理期限が到来し、又は代理事務が完成したとき
- (二) 被代理人が委任を取り消し、又は代理人が辞任したとき
- (三) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (四) 代理人又は被代理人が死亡したとき
- (五) 代理人又は被代理人としての法人、非法人組織が終了したとき

第174条【被代理人死亡後の代理行為が有効となる場合】

被代理人が死亡した後、次に掲げる状況のいずれかがある場合、委任代理人が行った代理行為は有効とする。

- (一) 代理人が被代理人の死亡を知らず、かつ知り得べきでないとき
- (二) 本人の相続人が承認するとき
- (三) 授權において代理権が代理事項の完成時に終了する旨が明確にされていたとき
- (四) 本人が死亡する前に既に行い、本人の相続人の利益のために代理を継続したとき

2 被代理人としての法人、非法人組織が終了した場合、前項の規定を参照適用する。

第175条【法定代理の終了事由】

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、法定代理は終了する。

- (一) 被代理人が完全民事行為能力を取得又は回復したとき
- (二) 代理人が民事行為能力を喪失したとき
- (三) 代理人又は被代理人が死亡したとき
- (四) 法律が規定するその他の状況

第八章 民事責任

第176条【民事義務と責任】

民事主体は、法律の規定又は当事者の約定に従って民事義務を履行し、民事責任を負担する。

第177条【責任比率による負担】

二人以上が法に基づき分割責任〔按份責任〕を負い、その責任の大小が確定できる場合、各自は相応する責任を負う。責任の大小を確定できない場合は、均等に責任を負う。

第178条【連帯責任】

二人以上が法に基づき連帯責任を負う場合、権利者はその一部又は全部の責任負担を

連帯責任者に対して請求する権利を有する。

- 2 連帯責任者の責任負担額は、各自の責任の大小に基づき確定する。責任の大小を確定することが難しい場合、均等に責任を負う。実際に負担した責任が自己の責任負担額を超過した連帯責任者は、他の連帯責任者に対して求償権を有する。
- 3 連帯責任は、法律の規定又は当事者の約定による。

第179条【民事責任の負担方式】

民事責任の負担方式には、主に次のものがある。

- (一) 侵害の停止
 - (二) 妨害の排除
 - (三) 危険の除去
 - (四) 財産の返還
 - (五) 原状回復
 - (六) 修理、再製作、交換
 - (七) 履行の継続
 - (八) 損害の賠償
 - (九) 違約金の支払い
 - (十) 影響の除去、名誉の回復
 - (十一) 謝罪
- 2 法律が懲罰的賠償を規定する場合、その規定による。
 - 3 本条の規定する民事責任の負担方式は、単独で適用することができ、組み合わせて適用することもできる。

第180条【不可抗力による不履行】

不可抗力により民事上の義務を履行することができない場合、民事責任を負担しない。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

- 2 不可抗力とは、予見不可能、回避不可能で、かつ克服不可能な客観的状況をいう。

第181条【正当防衛】

正当防衛により損害を与えた場合、民事責任を負担しない。

- 2 正当防衛が必要な限度を超え、生ずべきでない損害を与えた場合、正当防衛者は、適切な民事責任を負担しなければならない。

第182条【緊急避難】

緊急避難により損害を与えた場合、危険な状況を生じさせた者が民事責任を負担する。

- 2 危険が自然原因によって生じた場合、緊急避難者は民事責任を負担せず、適切な補償をすることができる。
- 3 緊急避難により不当な又は必要な限度を超える措置を講じて生ずべきでない損害を与えた場合、緊急避難者は適切な民事責任を負担しなければならない。

第183条【他人の民事権益保護による損害】

他人の民事権益を保護するため自己が損害を受けた場合、権利侵害者が民事責任を負

担し、受益者は適切な補償をすることができる。権利侵害者が不存在、権利侵害者が逃亡し、又は権利侵害者が民事責任の負担能力がない場合、損害を受けた者が補償を請求するときは、受益者は適切な補償をしなければならない。

第184条【緊急救助行為】

自己の意思で緊急救助行為を行ったことにより被救助者に損害を与えた場合、救助者は民事責任を負担しない。

第185条【英雄烈士等の権利侵害】

英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、栄誉を侵害し、社会公共利益を害した場合、民事責任を負わなければならない。

第186条【違約責任と侵権責任の競合】

当事者の一方の違約行為により相手方の人身権益、財産権益に損害を与えた場合、損害を受けた者は、違約責任の負担又は権利侵害責任の負担を選択請求する権利を有する。

第187条【責任競合時の民事責任優先】

民事主体が同一行為により民事責任、行政責任及び刑事責任を負うべき場合、行政責任又は刑事責任を負うことは、民事責任を負うことに影響しない。民事主体の財産が支払に不足する場合、優先的に民事責任の負担に用いる。

第九章 訴訟時効

第188条【一般訴訟時効】

人民法院に対して民事権利の保護を請求する訴訟時効期間は3年とする。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

- 2 訴訟時効期間は権利者が権利について損害を受けたこと及び義務者を知り又は知り得べき日から起算する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。但し、権利が損害を受けた日から起算して20年を超えた場合、人民法院は保護しない。特殊な状況がある場合、人民法院は権利者の申請に基づき延長を決定できる。

第189条【分割履行債務の訴訟時効】

当事者が同一債務を分割履行する旨を約定している場合、訴訟時効期間は、最後の一期の履行期限が到来した日から起算する。

第190条【法定代理人に対する請求】

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者のその法定代理人に対する請求権の訴訟時効は、当該法定代理関係が終了した日から起算する。

第191条【未成年者の性的侵害による損賠請求】

未成年者が性的侵害を受けた場合の損害賠償請求権に関する訴訟時効期間は、被害者が満18歳になった日から起算する。

第192条【訴訟時効期間満了の法的効果】

訴訟時効期間が満了した場合、義務者は義務不履行の抗弁を提出することができる。

- 2 訴訟時効期間の満了後、義務者が履行に同意した場合、訴訟時効期間の満了を理由と

して抗弁することはできない。義務者が自由意思で履行した場合、返還請求をすることができない。

第193条【法院は訴訟時効の自発的適用不可】

人民法院は、訴訟時効の規定を自発的に適用してはならない。

第194条【訴訟時効の停止】

訴訟時効期間の最後の6か月内において、次に掲げる障害により、請求権を行使することができない場合、訴訟時効は停止する。

(一) 不可抗力

(二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がない、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、代理権を喪失したこと

(三) 相続の開始後、相続人又は遺産管理人が確定していないこと

(四) 権利者が義務者又はその他の者に支配されていること

(五) 権利者による請求権行使を不能にするその他の障害

2 時効停止の原因が除去された日から満6か月により、訴訟時効期間は満了する。

第195条【訴訟時効の中断】

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、訴訟時効は中断し、中断又は関係手続が終結した時から訴訟時効期間を改めて計算する。

(一) 権利者が義務者に対して履行請求を提出したとき

(二) 義務者が義務履行に同意したとき

(三) 権利者が訴訟を提起し、又は仲裁を申し立てたとき

(四) 訴訟提起又は仲裁申立てと同等の効力を有するその他の状況

第196条【訴訟時効の不適用】

次の各号に掲げる請求権には訴訟時効を適用しない。

(一) 侵害停止、妨害排除、危険除去の請求

(二) 不動産物権及び登記した動産の物権者による財産返還請求

(三) 養育費、扶養費〔贍養費〕又は扶養費の支払請求

(四) 法に基づき訴訟時効を適用しないその他の請求権

第197条【訴訟時効規定の強行性】

訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断事由は、法律によって規定し、当事者による約定は無効である。

2 当事者の訴訟時効利益に対する事前放棄は無効である。

第198条【仲裁時効】

法律が仲裁時効について規定する場合、その規定による。法律が仲裁時効について規定していない場合、訴訟時効の規定を適用する。

第199条【除斥期間】

法律の規定又は当事者が合意した取消権、解除権等の権利の存続期間については、法律に別段の規定がある場合を除き、権利者が権利の発生を知り又は知り得べき日から起

算し、訴訟時効の停止、中断及び延長の関係規定は適用しない。存続期間が満了したとき、取消権、解除権等の権利は消滅する。

第十章 期間の計算

第200条【期間の計算単位】

民法にいう期間は、西暦年、月、日、時間によって計算する。

第201条【期間の起算】

年、月又は日によって期間を計算する場合、開始の当日は不算入とし、翌日から計算を開始する。

- 2 時間によって期間を計算する場合、法律の規定する、又は当事者の約定した時間から計算を開始する。

第202条【期間の終了】

年、月によって期間を計算する場合、最終月の対応する日を期間の最終日とする。対応する日がない場合、月末の日を期間の最終日とする。

第203条【期間計算の特別規定】

期間の最終日が法定休日である場合、法定休日が終了した翌日を期間の最終日とする。

- 2 期間の最終日の終了時間は24時とする。業務時間がある場合は、業務活動の停止時間を終了時間とする。

第204条【期間の法定又は約定】

期間の計算方法は本法の規定による。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第二編 物権³

第一分編 通則

第一章 一般規定

第205条【物権編の調整範囲】

本編は物の帰属と利用によって生じる民事関係を調整する。

第206条【基本経済制度と社会主義市場経済原則】

国家は公有制を主体として、多様な所有制経済を共同发展させ、労働に応じた分配を主体とし、多様な分配方式が併存する、社会主義市場経済体制等の社会主義基本経済制度を堅持し整備する。

- 2 国家は公有制経済を強固にして発展させ、非公有制経済の発展を奨励し、支持し導く。
- 3 国家は社会主義市場経済を実行し、すべての市場主体の平等な法的地位と発展の権利

³ 新法第二編「物権」では、現行物権法（2007年成立、全247条）を基礎として、財産権保護制度を強化し、帰属が明らかで、権限・責任が明確で、厳格に保護され、円滑な流通が確保された現代の財産権制度を整備するという党中央から示された要求に従い、実務上のニーズを踏まえて、物権法制度の一層の充実が図られている。

を保障する。

第207条【平等保護原則】

国家、集団、私人の物権及びその他の権利者の物権は法律による平等な保護を受け、いかなる組織又は個人も侵害してはならない。

第208条【物権公示原則】

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法律の規定に従って登記しなければならない。動産物権の設定及び譲渡は、法律の規定に従って引き渡さなければならない。

第二章 物権の設定、変更、譲渡及び消滅

第一節 不動産登記

第209条【不動産物権の登記による発効】

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、法に基づく登記を経て効力を生じる。登記を経ていない場合、効力を生じない。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

2 法に基づき国家所有に属する自然資源は、所有権の登記を行わなくてもよい。

第210条【不動産登記機関と不動産統一登記】

不動産登記は、不動産所在地の登記機関が行う。

2 国家は不動産に対して統一登記制度を実行する。統一登記の範囲、登記機関及び登記方法は、法律、行政法規によって規定する。

第211条【不動産登記申請の必要資料】

当事者が登記を申請する場合、それぞれの登記事項に応じて権利帰属の証明及び不動産の境界、面積等の必要資料を提出しなければならない。

第212条【不動産登記機関の職責】

登記機関は次に掲げる職責を履行しなければならない。

- (一) 申請人が提出した権利帰属証明及びその他の必要資料を審査すること
- (二) 登記の関係事項について申請人に質問すること
- (三) 事実の通り、速やかに関係事項を登記すること
- (四) 法律、行政法規が規定するその他の職責

2 登記申請された不動産の関連状況についてさらに証明が必要である場合、登記機関は申請人に資料の補充を求めることができ、必要な場合は実地検査を行うことができる。

第213条【不動産登記機関の禁止行為】

登記機関は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (一) 不動産評価を求めること
- (二) 年度検査等の名目で重複して登記を行うこと
- (三) 登記の職責範囲を超えるその他の行為

第214条【不動産物権変動の発効時期】

不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅につき法律の規定に従って登記しなければならない場合、不動産登記簿に記載された時から効力を生じる。

第215条【債権的効力と物権的効力の区別】

当事者間で不動産物権の設定、変更、譲渡及び消滅に関する契約を締結する場合、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除き、契約が成立した時から効力を生じる。物権登記をしていない場合、契約の効力に影響しない。

第216条【不動産登記簿の効力と管理機関】

不動産登記簿は物権の帰属及び内容の根拠である。

2 不動産登記簿は登記機関が管理する。

第217条【不動産登記簿と不動産権利証書の関係】

不動産権利証書は権利者が当該不動産物権を享有することの証明である。不動産権利証書に記載された事項は、不動産登記簿と一致していなければならない。記載が一致していない場合、不動産登記簿に確かに誤りがあることを証する証拠がある場合を除き、不動産登記簿を基準とする。

第218条【不動産登記資料の閲覧・複製】

権利者、利害関係人は、不動産登記資料について閲覧、複製を申請することができ、登記機関は提供しなければならない。

第219条【不動産登記情報の保護】

利害関係人は権利者の不動産登記資料を公開し、違法に使用してはならない。

第220条【不動産の更正登記と異議登記】

権利者、利害関係人は不動産登記簿の記載事項に誤りがあると認める場合、更正登記を申請できる。不動産登記簿に記載された権利者が書面により更正に同意する、又は登記に確かに誤りがあることを証する証拠がある場合、登記機関は更正しなければならない。

2 不動産登記簿に記載された権利者が更正に同意しない場合、利害関係人は異議登記を申請できる。登記機関が異議登記を行った場合に、申請人が異議登記の日から15日以内に訴えを提起しないときは、異議登記は失効する。異議登記が不当であることに起因して権利者に損害を与えた場合には、権利者は申請人に損害賠償を請求できる。

第221条【予告登記】

当事者は家屋の売買合意を締結し又はその他の不動産物権の売買合意を締結する場合、将来の物権の実現を保障するために、約定に従って登記機関に予告登記を申請できる。予告登記の後、予告登記の権利者の同意を得ずに、当該不動産を処分した場合は、物権的効力を生じない。

2 予告登記の後、債権が消滅し又は不動産登記を行うことができる日から90日以内に登記を申請しない場合、予告登記は失効する。

第222条【不動産登記過誤による損害賠償責任】

当事者は虚偽の資料を提出して登記を申請し、他人に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

2 登記の誤りにより、他人に損害を与えた場合、登記機関は賠償責任を負わなければな

らない。登記機関は賠償した後、登記の誤りを生じさせた者に求償することができる。

第223条【不動産登記費用】

不動産登記費用は1件ごとに徴収し、不動産の面積、体積又は価格の比率に従って徴収してはならない。

第二節 動産の引渡し

第224条【動産物権変動の発効】

動産物権の設定及び譲渡は、引渡しの時から効力を生じる。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第225条【船舶、航空機、自動車等の物権登記】

船舶、航空機及び自動車等の物権の設定、変更、譲渡及び消滅は、登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第226条【簡易の引渡し】

動産物権の設定及び譲渡の前に、権利者がすでに当該動産を占有している場合、物権は民事法律行為が発効した時から効力を生じる。

第227条【指図による引渡し】

動産物権の設定及び譲渡の前に、第三者が当該動産を占有している場合、引渡義務を負う者は第三者に対して原物の返還を請求する権利の譲渡によって引渡しに代えることができる。

第228条【占有改定による引渡し】

動産物権を譲渡するとき、当事者に譲渡人が当該財産の占有を継続する旨の約定がある場合、物権は当該約定が発効した時から効力を生じる。

第三節 その他の規定

第229条【法律文書・収用等による物権変動の発効時期】

人民法院、仲裁機構の法律文書又は人民政府の収用決定等によって物権を設定、変更、移転又は消滅させる場合、法律文書又は人民政府の収用決定等が発効した時から効力を生じる。

第230条【相続による物権取得】

相続により物権を取得する場合、相続開始の時から効力を生じる。

第231条【事実行為による物権の設定・消滅】

家屋の合法的建造、収去等の事実行為により物権を設定又は消滅させる場合、事実行為が完了した時から効力を生じる。

第232条【民事法律行為によらず享有した不動産の物権変動】

本節の規定に従って享有した不動産物権を処分する際、法律の規定に従って登記をする必要がある場合、登記を経なければ、物権的効力を生じない。

第三章 物権の保護

第233条【物権侵害の解決手続】

物権が侵害を受けた場合、権利者は、和解、調解、仲裁、訴訟等の手段により解決することができる。

第234条【物権確認請求権】

物権の帰属、内容に起因して紛争が発生した場合、利害関係人は権利の確認を請求することができる。

第235条【原物返還請求権】

権原なく不動産又は動産が占有された場合、権利者は原物の返還を請求することができる。

第236条【妨害排除、危険除去の請求】

物権が妨害され又は物権が妨害されるおそれがある場合、権利者は妨害排除又は危険除去を請求することができる。

第237条【修理、再製作、交換、原状回復の請求】

不動産又は動産が毀損された場合、権利者は法に基づき修理、再製作、交換又は原状回復を請求することができる。

第238条【物権侵害による損害賠償請求】

物権侵害により権利者が損害を受けた場合、権利者は法に基づき損害賠償を請求ことができ、法に基づきその他の民事責任負担を請求することもできる。

第239条【物権保護方式】

本章に規定する物権保護の方式は、単独で適用することができ、権利侵害の状況に基づき組み合わせて適用することもできる。

第二分編 所有権

第四章 一般規定

第240条【所有権の定義】

所有権者は、自己の不動産又は動産に対して、法に基づき占有、使用、収益及び処分する権利を享有する。

第241条【他物権の設定】

所有権者は、自己の不動産又は動産の上に用益物権及び担保物権を設定する権利を有する。用益物権者、担保物権者は権利を行使する場合、所有権者の権益を侵害してはならない。

第242条【国家の専属財産】

法律の規定により国家所有に専属する不動産及び動産は、いかなる組織又は個人も所有権を取得することができない。

第243条【収用】

公共利益の必要のために、法律の規定する権限及び手続に従って集団が所有する土地

と組織、個人の家屋及びその他の不動産を収用することができる。

- 2 集団が所有する土地を収用する場合、法に基づき速やかに土地補償費、移転補助金、及び農村村民住宅、その他の地上付着物と青田等の補償費用の満額を支払い、かつ被収用地の農民の社会保障費用を手配し、被収用地の農民の生活を保障し、被収用地の農民の合法的權益を維持保護しなければならない。
- 3 収用組織、個人の家屋及びその他の不動産を収用する場合、法に基づき収用補償を与え、被収用者の合法的權益を維持保護しなければならない。個人の住宅を収用する場合、さらに被収用者の居住条件を保障しなければならない。
- 4 いかなる組織又は個人も収用補償費等の費用の横領、流用、私的分配、留め置き、支払遅延をしてはならない。

第244条【耕地の収用制限】

国家は、耕地に対する特別保護を実行し、農用地の建設用地への転換を厳格に制限し、建設用地の総量を制御する。法律の規定する権限及び手続に違反して集団が所有する土地を収用してはならない。

第245条【緊急徴用】

応急措置、被災者救済、感染症予防抑制等の緊急の必要により、法律の規定する権限及び手続に従って組織、個人の不動産又は動産を徴用することができる。徴用された不動産又は動産は、使用後に被徴用者に返還しなければならない。組織、個人の不動産又は動産が徴用され又は徴用後に毀損、滅失した場合は、補償を与えなければならない。

第五章 国家所有権及び集団所有権、私人所有権

第246条【国家所有権の範囲、性質及び行使】

法律が国家所有と規定する財産は国家所有、すなわち全人民の所有に属する。

- 2 国有財産は、国務院が国家を代表して所有権を行使する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第247条【鉱物資源、河川、海域】

鉱物資源、河川、海域は国家所有に属する。

第248条【海洋無人島】

海洋無人島は国家所有に属し、国務院が国家を代表して海洋無人島の所有権を行使する。

第249条【国家所有の土地】

都市の土地は、国家所有に属する。法律が国家所有と規定する農村及び都市近郊の土地は、国家所有に属する。

第250条【国家所有の自然資源】

森林、山岳、草原、荒地、干潟等の自然資源は、国家所有に属する。但し、法律が集団所有と規定する場合を除く。

第251条【国家所有の野生動植物資源】

法律が国家所有と規定する野生動植物資源は、国家所有に属する。

第252条【無線周波数帯域資源】

無線周波数帯域資源は、国家所有に属する。

第253条【文化財】

法律が国家所有と規定する文化財は、国家所有に属する。

第254条【国防資産，インフラ施設】

国防資産は、国家所有に属する。

- 2 鉄道，道路，電力施設，電信施設及び石油・ガスパイプライン等のインフラ施設は、法律が国家所有と規定する場合，国家所有に属する。

第255条【国家機関の物権】

国家機関は、その直接支配する不動産及び動産に対して、占有，使用及び法律と国務院の関連規定に従って処分する権利を有する。

第256条【国家運営事業組織の物権】

国家が運営する事業組織は、その直接支配する不動産及び動産に対して、占有，使用及び法律と国務院の関係規定に従って収益，処分する権利を有する。

第257条【国有企業の出資者制度】

国家が出資する企業は、国務院，地方人民政府が法律，行政法規の規定に従って個別に国家を代表して出資者の職責を履行し，出資者としての権益を有する。

第258条【国有財産の保護】

国家が所有する財産は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人による不法占有，略奪，私的分配，留め置き，破壊を禁止する。

第259条【国有財産管理上の法律責任】

国有財産の管理，監督の職責を履行する機関及びその職員は、法に基づき国有財産に対する管理，監督を強化し，国有財産の価値の維持増加を促進し，国有財産の損害を防止しなければならない。職権の濫用，職務上の怠慢により，国有財産に損害を与えた場合は，法に基づき法律責任を負わなければならない。

- 2 国有財産管理規定に違反して，企業体制の変更，合併・分割，関連取引等の過程において，低価格の譲渡，共謀による私的分配，無断の担保及びその他の方式により国有財産に損害を与えた場合は，法に基づき法律責任を負わなければならない。

第260条【集団所有財産の範囲】

集団所有の不動産及び動産は，次に掲げるものを含む。

- (一) 法律が集団所有と規定する土地及び森林，山岳，草原，荒地，干潟
- (二) 集団が所有する建物，生産施設，農業水利施設
- (三) 集団が所有する教育，科学，文化，衛生，体育等の施設
- (四) 集団が所有するその他の不動産及び動産

第261条【農民集団所有権】

農民集団所有の不動産及び動産は、当該集団の構成員の集団所有に属する。

2 次に掲げる事項は、法定手続に従って当該集団の構成員が決定しなければならない。

- (一) 土地請負計画及び当該集団以外の組織又は個人への土地請負の発注
- (二) 個別の土地請負経営権者間の請負地調整
- (三) 土地補償費等の費用の使用、分配方法
- (四) 集団で出資した企業の所有権変動等の事項
- (五) 法律が規定するその他の事項

第262条【農民集団所有権の行使】

集団が所有する土地及び森林、山岳、草原、荒地、干潟等に対しては、次に掲げる規定により所有権を行使する。

- (一) 村農民の集団所有に属する場合、村の集団経済組織又は村民委員会が法に基づき集団を代表して所有権を行使する。
- (二) 個別に村内の二つ以上の農民の集団所有に属する場合、村内の各集団経済組織又は村民グループが法に基づき集団を代表して所有権を行使する。
- (三) 郷鎮農民の集団所有に属する場合、郷鎮の集団経済組織が集団を代表して所有権を行使する。

第263条【都市部集団所有権】

都市部の集団が所有する不動産及び動産は、法律、行政法規の規定に従って当該集団が占有、使用、収益及び処分する権利を有する。

第264条【集団財産状況の公表】

農村集団経済組織又は村民委員会、村民グループは、法律、行政法規及び定款、村規民約に従って当該集団構成員に集団財産の状況を公表しなければならない。集団構成員は関連資料を閲覧、複製する権利を有する。

第265条【集団所有財産の保護】

集団が所有する財産は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人による不法占有、略奪、私的分配、破壊も禁止する。

2 農村集団経済組織、村民委員会又はその責任者が下した決定が集団構成員の合法的權益を侵害する場合、侵害を受けた集団構成員は人民法院に取消を請求することができる。

第266条【私人所有権】

私人は、その合法的な収入、家屋、生活用品、生産手段、原材料等の不動産及び動産に対して所有権を有する。

第267条【私人の合法的財産の保護】

私人の合法的財産は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人による不法占有、略奪、破壊も禁止する。

第268条【企業出資者の権利保護】

国家、集団及び私人は、法に基づいて出資し、有限責任会社、株式会社又はその他の

企業を設立することができる。国家、集団及び私人が所有する不動産又は動産を企業に出資した場合、出資者が約定又は出資比率に従って資産の収益、重大な意思決定及び経営管理者の選択等の権利を有し、かつ義務を履行する。

第269条【法人財産権】

営利法人は、その不動産及び動産に対して法律、行政法規及び定款に従って占有、使用、収益及び処分する権利を有する。

2 営利法人以外の法人は、その不動産及び動産に対する権利について、関係する法律、行政法規及び定款の規定を適用する。

第270条【社会団体法人、寄付法人の財産保護】

社会団体法人、寄付法人〔捐助法人〕が法に基づき所有する不動産及び動産は、法律の保護を受ける。

第六章 区分所有者の建物区分所有権

第271条【建物区分所有権】

区分所有者は、建物内の住宅、事業用物件等の専有部分に対して所有権を有し、専有部分以外の共有部分に対して共有及び共同管理の権利を有する。

第272条【区分所有者の専有部分に対する権利】

区分所有者は、その建物の専有部分に対して占有、使用、収益及び処分する権利を有する。区分所有者が権利を行使する場合、建物の安全に危害を与えてはならず、その他の区分所有者の合法的権益を侵害してはならない。

第273条【区分所有者の共有部分に対する権利義務】

区分所有者は、建物の専有部分以外の共有部分に対して、権利を有し、義務を負う。権利の放棄による義務の不履行は許されない。

2 区分所有者が建物内の住宅、事業用物件を譲渡する場合、共有部分に対して有する共有及び共同で管理する権利も併せて譲渡する。

第274条【建築区画内の道路、緑地等の共有】

建築区画内の道路は、区分所有者の共有に属する。但し、都市部の公道に属する場合を除く。建築区画内の緑地は、区分所有者の共有に属する。但し、都市部の公共緑地又は個人に属する旨が明示されている場合を除く。建築区画内のその他の公共場所、公共施設及び不動産管理サービス用建物は、区分所有者の共有に属する。

第275条【駐車用区画、車庫の帰属】

建築区画内において、自動車駐車用に計画されている駐車場、車庫の帰属は、当事者が売却、区分所有権取得付帯贈与又は賃貸等の方式により約定する。

2 区分所有者が共有する道路又はその他自動車の駐車に用いる区画は、区分所有者の共有に属する。

第276条【駐車用区画・車庫と区分所有者のニーズ】

建築区画内において自動車駐車用に計画されている駐車場、車庫は、先ず区分所有者

のニーズを満たさなければならない。

第277条【区分所有者総会，区分所有者委員会】

区分所有者は区分所有者総会を設立し，区分所有者委員会を選出することができる。区分所有者総会，区分所有者委員会の成立の具体的な条件及び手続は，法律，法規の規定による。

- 2 地方人民政府の関係部門，居民委員会は，区分所有者総会の設立及び区分所有者委員会の選出に対して指導及び協力しなければならない。

第278条【区分所有者の共同決定事項及び表決手続】

次に掲げる事項は区分所有者が共同で決定する。

- (一) 区分所有者総会議事規則の制定及び改正
- (二) 管理規約の制定及び改正
- (三) 区分所有者委員会の選出又は区分所有者委員会委員の改選
- (四) 不動産管理サービス企業又はその他管理者の選任及び解任
- (五) 建物及びその付属施設のメンテナンス資金の使用
- (六) 建物及びその付属施設のメンテナンス資金の調達
- (七) 建物及びその付属施設の改築及び建替え
- (八) 共有部分の用途変更又は共有部分を利用した事業活動を行うこと
- (九) 共有及び共同で管理する権利に関するその他の重要事項

- 2 区分所有者が共同で決定する事項は，専有部分面積の三分の二以上を占める区分所有者，かつ人数の三分の二以上を占める区分所有者が表決に参加しなければならない。前項第6号から第8号の規定する事項を決定する場合，表決に参加した専有部分面積の四分之三以上を占める区分所有者，かつ表決に参加した人数の四分之三以上を占める区分所有者が同意しなければならない。前項のその他事項を決定する場合は，専有部分面積の過半数の区分所有者が表決に参加し，かつ表決に参加した人数の過半数の区分所有者が同意しなければならない。

第279条【住宅を事業用物件に変更する場合】

区分所有者は，法律，法規及び管理規約に違反して，住宅を事業用物件に変更してはならない。区分所有者は住宅を事業用物件に変更する場合，法律，法規及び管理規約を遵守するほか，利害関係を有する区分所有者全員の同意を得なければならない。

第280条【区分所有者総会，区分所有者委員会の決定の効力】

区分所有者総会又は区分所有者委員会の決定は，区分所有者に対して法的拘束力を有する。

- 2 区分所有者総会又は区分所有者委員会の下した決定が区分所有者の合法的權益を侵害する場合，侵害を受けた区分所有者は人民法院に取消を請求することができる。

第281条【メンテナンス資金の帰属，用途，調達，使用】

建物及びその付属施設のメンテナンス資金は，区分所有者の共有に属する。区分所有者が共同で決定した場合は，エレベーター，屋上，外壁，バリアフリー施設等の共有部

分のメンテナンス、更新及び改造に用いることができる。建物及びその付属施設のメンテナンス資金の調達、使用状況は定期的に公表しなければならない。

- 2 緊急状況下で建物及び付属施設の補修を必要とする場合、区分所有者総会又は区分所有者委員会が法に基づき建物及びその付属施設のメンテナンス資金の使用を申請することができる。

第282条【共有部分利用による収益】

建設業者、不動産管理サービス企業又はその他管理者等が区分所有者の共有部分を利用することにより発生した収入は、合理的なコストを控除した後に、区分所有者の共有に属する。

第283条【建物及び付属施設の費用分担、収益分配】

建物及びその付属施設の費用分担、収益分配等の事項について約定がある場合、約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合は、区分所有者の専有部分面積の占有比率に従って確定する。

第284条【建物及び付属施設の管理】

区分所有者は、建物及びその付属施設を自ら管理することができ、不動産管理サービス企業又はその他管理者に管理を委託することもできる。

- 2 建設業者が招聘した不動産管理サービス企業又はその他管理者に対して、区分所有者は法に基づき更迭変更する権利を有する。

第285条【不動産管理サービス企業等の管理義務】

不動産管理サービス企業又はその他管理者は、区分所有者の委託に基づいて、本法第三編の不動産管理サービス契約関係規定に従って建築区画内の建物及びその付属施設を管理し、区分所有者の監督を受け、かつ区分所有者が提出した不動産管理サービス状況に関する問合せに対して速やかに回答する。

- 2 不動産管理サービス企業又はその他管理者は、政府が法に基づき実施する緊急対応処理措置及びその他管理措置に対して、積極的に協力し関連業務を展開しなければならない。

第286条【区分所有者の義務、区分所有者総会の職責】

区分所有者は、法律、法規及び管理規約を遵守し、関連する行為は資源節約、生態環境保護の要求に適合しなければならない。不動産管理サービス企業又はその他管理者に対して、法に基づき政府が緊急対応処理措置及びその他管理措置を実施する場合、区分所有者は法に基づき協力しなければならない。

- 2 区分所有者総会又は区分所有者委員会は、ごみを無断で投棄し、汚染物又は騒音を排出し、規定に違反して動物を飼育し、違法に建築し、通路を違法に占有し、不動産管理費の支払いを拒絶する等の他人の合法的権益を侵害する行為に対して、法律、法規及び管理規約に従って、侵害停止、妨害排除、危険除去、原状回復、損害賠償を行為者に請求する権利を有する。
- 3 区分所有者又はその他の行為者が関連義務の履行を拒絶した場合、関係当事者は関係

行政主管部門に苦情を申立てることができ、関係行政主管部門は法に基づきこれを処理しなければならない。

第287条【合法的權益侵害と区分所有者の請求権】

区分所有者は、建設業者、不動産管理サービス企業又はその他管理者及びその他区分所有者が自己の合法的權益を侵害する行為に対して、民事責任の負担を請求する権利を有する。

第七章 相隣関係

第288条【相隣関係処理の原則】

不動産の相隣権利者は、生産に有益、生活の便宜、団結互助、公平合理の原則に従って、相隣関係を正しく処理しなければならない。

第289条【相隣関係処理の根拠】

法律、法規に相隣関係の処理に関する規定がある場合、その規定による。法律、法規に規定がない場合は、当地の慣習に従うことができる。

第290条【取水、排水の相隣関係】

不動産権利者は、相隣権利者の取水、排水のために必要な便宜を提供しなければならない。

2 自然流水の利用については、不動産の相隣権利者間で合理的に分配しなければならない。自然流水の排出については、自然に流れる方向を尊重しなければならない。

第291条【相隣関係中の通行権】

不動産権利者は、相隣権利者が通行等によりその土地を利用しなければならない場合、必要な便宜を提供しなければならない。

第292条【相隣土地の利用】

不動産権利者が建物の建造、修繕及び電線、ケーブル、水道管、暖房とガス管の敷設等により相隣する土地、建物を利用しなければならない場合、当該土地、建物の権利者は必要な便宜を提供しなければならない。

第293条【相隣建物の通風、採光、日照】

建物を建造する場合、国家の関係建設工事基準に違反してはならず、相隣する建物の通風、採光及び日照を妨害してはならない。

第294条【相隣不動産間の有害物質廃棄等禁止】

不動産権利者は、国家規定に違反して固体廃棄物を投棄し、大気汚染物質、水質汚染物質、土壤汚染物質、騒音、光、電磁波等の有害物質を排出してはならない。

第295条【相隣不動産の安全保護】

不動産権利者は土地の掘削、建物の建造、配管配線及び設備の設置等を行う場合、相隣不動産の安全に危害を及ぼしてはならない。

第296条【相隣権の限度】

不動産権利者が取水、排水、通行、配管配線等により相隣不動産を利用する場合、相

隣の不動産権利者に対する損害発生をできる限り回避しなければならない。

第八章 共有

第297条【共有概念とその形式】

不動産又は動産は、二つ以上の組織、個人により共有することができる。共有は持分共有（持分のある共有）及び共同共有（持分のない共有）を含む。

第298条【持分のある共有】

持分共有者は、共有の不動産又は動産に対してその持分に応じて所有権を有する。

第299条【持分のない共同】

共同共有者は、共有の不動産又は動産に対して共同で所有権を有する。

第300条【共有物の管理】

共有者は、約定に従って共有の不動産又は動産を管理する。約定がない又は約定が不明確である場合、各共有者はいずれも管理する権利を有し、義務を負う。

第301条【共有財産の重要事項に対する表決】

共有の不動産又は動産の処分及び共有の不動産又は動産に対する大修繕、性質又は用途の変更を行う場合、持分の三分の二以上を占める持分共有者又は全ての共同所有者の同意を得なければならない。但し、共有者間に別段の約定がある場合を除く。

第302条【共有物の管理費用】

共有者に共有物の管理費用及びその他の負担について約定がある場合、その約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合は、持分共有者はその持分に応じて負担し、共同所有者は共同で負担する。

第303条【共有物の分割規則】

共有者間に共有の不動産又は動産を分割してはならず、共有関係を維持する旨の約定がある場合、約定に従わなければならない。但し、共有者に重大な理由があり分割する必要がある場合、分割を請求することができる。約定がない又は約定が不明確である場合、持分共有者はいつでも分割を請求することができ、共同所有者は共有のための基礎が喪失し又は重大な理由により分割する必要がある場合、分割を請求することができる。分割によってその他共有者に損害を与えた場合、賠償しなければならない。

第304条【共有物の分割方式】

共有者は協議を経て分割方式を確定することができる。協議が調わない場合、共有の不動産又は動産を分割することができ、かつ分割により価値が減損しない場合は、現物を分割しなければならない。分割が困難であり又は分割により価値が減損する場合には時価換算し、又は強制競売、強制換価により得た代金で分割しなければならない。

2 共有者が分割により取得した不動産又は動産に瑕疵が存在する場合、その他の共有者は損害を分担しなければならない。

第305条【持分譲渡と持分共有者の優先購入権】

持分共有者はその有する共有の不動産又は動産の持分を譲渡することができる。その

他共有者は同等の条件で優先的に購入する権利を有する。

第306条【持分共有者の優先購入権行使】

持分共有者がその有する共有の不動産又は動産の持分を譲渡する場合、譲渡条件をその他の共有者に速やかに通知しなければならない。その他の共有者は合理的期間内に優先購入権を行使しなければならない。

- 2 二名以上のその他の共有者が優先購入権の行使を主張する場合、協議を経て各自の購入比率を確定する。協議が調わない場合、譲渡時の各自の共有持分比率に従って優先購入権を行使する。

第307条【共有から発生した債権債務】

共有の不動産又は動産により生じた債権債務は、対外関係においては、共有者が連帯債権を有し、連帯債務を負う。但し、法律に別段の規定があり又は共有者に連帯債権・債務関係が存在しないことを第三者が知っている場合を除く。共有者の内部関係においては、共有者間に別段の約定がある場合を除き、持分共有者は持分に従って債権を有し、債務を負い、共同所有者は共同で債権を有し、債務を負う。弁済する債務が自己の負うべき持分を超えた持分共有者は、その他共有者に対して求償権を有する。

第308条【共有関係不明時における共有関係の性質推定】

共有者間に、共有の不動産、動産について持分共有もしくは共同所有とする旨の約定がない又は約定が不明確である場合、共有者間に家庭関係が存在する等の場合を除き、持分共有であるものとみなす。

第309条【持分不明時における共有持分額確定】

持分共有者間に、共有の不動産、動産に対して有する持分につき、約定がない又は約定が不明確である場合、出資額に応じて確定する。出資額を確定できない場合、同額とみなす。

第310条【用益物権、担保物権の準共有】

二つ以上の組織、個人が用益物権、担保物権を共同で有する場合、本章の関係規定を参照適用する。

第九章 所有権取得に関する特別規定

第311条【善意取得】

処分権を有しない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合、所有権者は取り戻す権利を有する。法律に別段の規定がある場合を除き、次に掲げる事由に該当する場合は、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。

- (一) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時に善意であったとき
- (二) 合理的価格で譲渡されたとき
- (三) 譲渡された不動産又は動産について、法律の規定に従って登記が必要な場合は既に登記されているとき、登記が不要な場合には既に譲受人に引き渡されているとき

- 2 譲受人が前項の規定に従って不動産又は動産の所有権を取得した場合、原所有権者は

処分権を有しない者に損害賠償を請求する権利を有する。

3 当事者がその他の物権を善意取得した場合、前2項の規定を参照適用する。

第312条【遺失物の善意取得】

所有権者又はその他権利者は、遺失物を取り戻す権利を有する。当該遺失物が譲渡により他人に占有されている場合、権利者は処分権を有しない者に損害賠償を請求し、又は譲受人を知りもしくは知り得べき日から2年以内に譲受人に原物の返還を請求する権利を有する。但し、譲受人が競売を通じて又は営業資格を有する事業者から当該遺失物を購入した場合には、権利者は原物の返還を請求するときに譲受人が負担した費用を支払わなければならない。権利者は譲受人に費用を支払った後、処分権を有しない者に対して求償権を有する。

第313条【善意取得の効果】

善意の譲受人が動産を取得した後、当該動産上にあった原権利は消滅する。但し、善意の譲受人が譲受時に当該権利を知り又は知り得べきであった場合を除く。

第314条【拾得遺失物の返還】

遺失物を拾得した場合、権利者に返還しなければならない。拾得者は権利者に受け取るよう速やかに通知し、又は公安等の関係部門に提出交付しなければならない。

第315条【遺失物の処理】

関係部門は遺失物を受け取り、権利者を知っている場合、権利者に受け取るよう速やかに通知しなければならない。知らない場合は、遺失物の公告を速やかに行わなければならない。

第316条【遺失物の保管】

拾得者は遺失物を関係部門に提出交付するまで、関係部門は遺失物が受け取られるまで、遺失物を適切に保管しなければならない。故意又は重過失により遺失物が毀損、滅失した場合、民事責任を負わなければならない。

第317条【遺失物の保管費用等】

権利者は遺失物を受け取る時、拾得者又は関係部門に対して遺失物の保管等により支出した必要費用を支払わなければならない。

2 権利者が懸賞付で遺失物を探す場合、遺失物を受け取る時に合意承諾に従って義務を履行しなければならない。

3 拾得者が遺失物を横領した場合、遺失物の保管等により支出した費用を請求する権利を有さず、合意承諾に従った義務の履行を権利者に請求する権利も有しない。

第318条【公告期間経過後の遺失物の国庫帰属】

遺失物は受取の公告日から1年以内に受領する者がいない場合、国家所有に帰属する。

第319条【漂流物、埋蔵物等の帰属】

漂流物を拾得し、埋蔵物又は隠匿物を発見した場合、遺失物拾得の関係規定を参照適用する。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第320条【主物譲渡と従物】

主物を譲渡する場合、従物も主物に従って譲渡される。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第321条【果実の帰属】

天然果実は所有権者が取得する。所有権者のほか用益物権者が存在する場合、用益物権者が取得する。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

2 法定果実は当事者に約定がある場合、約定に従って取得する。約定がない又は約定が不明確である場合、取引慣習に従って取得する。

第322条【添附】

加工、付合、混合により生じた物の帰属について、約定がある場合、約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合、法律の規定に従う。法律に規定がない場合は、物の効用の十分な発揮及び過失のない当事者保護の原則に従って確定する。一方当事者の過失又は物の帰属の確定により、他方当事者に損害を与えた場合には、賠償又は補償を与えなければならない。

第三分編 用益物権

第十章 一般規定

第323条【用益物権の定義】

用益物権者は他人が所有する不動産又は動産に対して、法に基づき占有、使用及び収益する権利を有する。

第324条【国家所有及び集団所有の自然資源】

国家所有又は集団が使用する国家所有及び法律の規定により集団所有に属する自然資源は、組織、個人が法に基づき占有、使用及び収益することができる。

第325条【自然資源の有償使用制度】

国家は自然資源の有償使用制度を実行する。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第326条【用益物権者の権利行使】

用益物権者が権利を行使する場合、資源の保護と合理的開発利用、生態環境保護に関する法律規定を遵守しなければならない。所有権者は用益物権者による権利行使に干渉してはならない。

第327条【収用徴用時の用益物権者の補償請求権】

不動産又は動産が収用、徴用されたことにより、用益物権が消滅し又は用益物権の行使が影響を受けた場合、用益物権者は本法第243条、第245条の規定に従って相応の補償を受ける権利を有する。

第328条【海域使用权】

法に基づき取得した海域使用权は法律の保護を受ける。

第329条【その他の利用権の保護】

法に基づき取得した探鉱権、採鉱権、取水権及び水域、干潟を使用して養殖、漁労に

従事する権利は法律の保護を受ける。

第十一章 土地請負経営権

第330条【農村土地請負経営制度】

農村集団経済組織は家庭請負経営を基礎として、統一経営と分散経営を結合した二層経営体制を実行する。

- 2 農民の集団所有及び農民が集団で使用する国家所有の耕地、林地、草地及びその他の農業に用いられる土地は、法に基づき土地請負経営制度を実行する。

第331条【土地請負経営権の内容】

土地請負経営権者は法に基づきその請負経営を行う耕地、林地、草地等に対して占有、使用及び収益する権利を有し、栽培業、林業、牧畜業等の農業生産を行う権利を有する。

第332条【土地請負経営の期間】

耕地の請負期間は30年とする。草地の請負期間は30年から50年までとする。林地の請負期間は30年から70年までとする。

- 2 前項の規定する請負期間が満了した場合、土地請負経営権者は農村土地請負の法律規定に従って請負を継続する。

第333条【土地請負経営権の設定と登記】

土地請負経営権は土地請負経営権契約が発効した時から設定される。

- 2 登記機関は土地請負経営権者に土地請負経営権証、林権証等の証書を発行交付し、かつ登記に編綴して、土地請負経営権を確認しなければならない。

第334条【土地請負経営権の交換、譲渡】

土地請負経営権者は法律の規定に従って、土地請負経営権を交換、譲渡する権利を有する。法に基づく許可を得ていない場合、請負地を農業以外に用いてはならない。

第335条【土地請負経営権の交換・譲渡の登記】

土地請負経営権を交換、譲渡する場合、当事者は登記機関に登記を申請することができる。登記を経由しなければ、善意の第三者に対抗することができない。

第336条【請負地の調整】

請負期間内において発注者は請負地を調整してはならない。

- 2 自然災害により請負地が著しく毀損する等の特殊な事情により、請け負った耕地及び草地を適切に調整する必要がある場合、農村土地請負の法律規定に従って処理しなければならない。

第337条【請負地の回収禁止】

請負期間内において発注者は請負地を回収してはならない。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第338条【請負地収用と補償】

請負地が収用された場合、土地請負経営権者は本法第243条の規定に従って相応の補償を受ける権利を有する。

第339条【土地経営権の流通】

土地請負経営権者は法に基づきリース貸出，資本参加又はその他の方式によって他者に土地経営権を流通することを自ら決定することができる。

第340条【土地請負経営権者の権利】

土地請負経営権者は契約の約定期間内に農村の土地を占有し，農業生産経営を自主的に行い，かつ収益を取得する権利を有する。

第341条【土地経営権の設定と登記】

流通期限が5年以上の土地経営権は，流通契約の発効時に成立する。当事者は登記機関に対して土地経営権登記を申請することができる。登記を経ていないとき，善意の第三者に対抗することができない。

第342条【特別方式で取得した土地経営権の流通】

入札，競売，公開協議等の方式を通じて農村土地を請け負い，法に基づく登記を経て権利証書を取得した場合，法に基づきリース貸出，出資，抵当権設定又はその他の方式によって土地経営権を流通させることができる。

第343条【国有農用地の請負経営】

国家が所有する農用地で請負経営を実行する場合，本編の関係規定を参照適用する。

第十二章 建設用地使用权

第344条【建設用地使用权の定義】

建設用地使用权者は法に基づき国家が所有する土地に対して占有，使用及び収益する権利を有し，当該土地を利用して建物，構築物及びその付属施設を建造する権利を有する。

第345条【建設用地使用权の分層設定】

建設用地使用权は土地の地表，地上又は地下に各別に設定することができる。

第346条【建設用地使用权の設定】

建設用地使用权を設定する場合，資源の節約，生態環境保護の要求に適合しなければならない。法律，行政法規の土地用途に関する規定を遵守し，既に設定された用益物権を侵害してはならない。

第347条【建設用地使用权の設定方式】

建設用地使用权を設定する場合，払下げ又は割当等の方式を用いることができる。

- 2 工業，商業，旅行，娯楽及び商品住宅等の事業用地並びに同一の土地に複数の土地使用希望者が存在する場合，入札，競売等の公開競争方式を採用して払い下げなければならない。
- 3 割当方式による建設用地使用权の設定を厳格に制限する。

第348条【建設用地使用权払下契約】

入札，競売，協議等の払下げ方式を通じて建設用地使用权を設定する場合，当事者は書面形式を採用して建設用地使用权払下契約を締結しなければならない。

- 2 建設用地使用权払下契約は一般に次に掲げる条項を含む。

- (一) 当事者の名称及び住所
- (二) 土地の境界、面積等
- (三) 建物、構築物及びその付属施設が占用する空間
- (四) 土地の用途、計画条件
- (五) 建設用地使用権の期間
- (六) 払下金等の費用及びその支払方式
- (七) 紛争解決方法

第349条【建設用地使用権の登記】

建設用地使用権を設定する場合、登記機関に建設用地使用権設定登記を申請しなければならない。建設用地使用権は登記時に設定される。登記機関は建設用地使用権者に対して権利証書を発行交付しなければならない。

第350条【土地用途の限定】

建設用地使用権者は、土地を合理的に利用しなければならず、土地の用途を変更してはならない。土地の用途を変更する必要がある場合、法に基づき関係行政主管部門の許可を得なければならない。

第351条【建設用地使用権払下金等の支払い】

建設用地使用権者は、法律の規定及び契約の約定に従って払下金等の費用を支払わなければならない。

第352条【建物等の所有権帰属】

建設用地使用権者が建造した建造物、構築物及びその付属施設の所有権は、建設用地使用権者に属する。但し、反対証拠により証明された場合を除く。

第353条【建設用地使用権の流通方式】

建設用地使用権者は、建設用地使用権を譲渡、交換、出資、贈与又は抵当権を設定する権利を有する。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第354条【建設用地使用権流通の契約形式等】

建設用地使用権を譲渡、交換、出資、贈与又は抵当権を設定する場合、当事者は書面形式を採用して相応する契約を締結しなければならない。使用期間は当事者の約定による。但し、建設用地使用権の残存期間を超えてはならない。

第355条【建設用地使用権流通の登記】

建設用地使用権を譲渡、交換、出資又は贈与する場合、登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第356条【建設用地使用権流通と建物等の一括処分】

建設用地使用権を譲渡、交換、出資又は贈与する場合、当該土地上に付着する建物、構築物及びその付属施設も併せて処分する。

第357条【建物等流通と建設用地使用権の一括処分】

建物、構築物及びその付属施設を譲渡、交換、出資又は贈与する場合、当該建物、構築物及びその付属施設の占用範囲内の建設用地使用権も併せて処分する。

第358条【建設用地使用权の期間満了前の回収】

建設用地使用权の期間満了前に、公共利益の必要により当該土地を繰り上げて回収する場合、本法第243条の規定に従って当該土地上の家屋及びその他の不動産に対して補償を与え、かつ相応する払下金を返還しなければならない。

第359条【建設用地使用权の期間延長】

住宅建設用地使用权の期間が満了した場合、自動的に期間を延長する。更新費用の納付及び減免は、法律、行政法規の規定に従って処理する。

2 非住宅建設用地使用权の期間満了後の延長は、法律の規定に従って処理する。当該土地上の家屋及びその他の不動産の帰属につき、約定がある場合、約定に従う。約定がない又は約定が不明確である場合は、法律、行政法規の規定に従って処理する。

第360条【建設用地使用权の抹消登記】

建設用地使用权が消滅した場合、払下人は速やかに抹消登記手続をしなければならない。登記機関は権利証書を回収しなければならない。

第361条【集団所有土地を建設用地とする場合】

集団が所有する土地を建設用地とする場合、土地管理の法律規定に従って処理しなければならない。

第十三章 宅地使用权

第362条【宅地使用权の定義】

宅地使用权者は、法に基づき集団が所有する土地に対して占有及び使用する権利を有し、法に基づき当該土地を利用して住宅及びその付属施設を建造する権利を有する。

第363条【宅地使用权の法律適用】

宅地使用权の取得、行使及び譲渡は、土地管理の法律及び国家の関係規定を適用する。

第364条【宅地の滅失】

宅地が自然災害等の原因により滅失した場合、宅地使用权は消滅する。宅地を失った村民に対して、法に基づき宅地を再分配しなければならない。

第365条【宅地使用权の変動と登記】

既に登記された宅地使用权が譲渡され、又は消滅した場合、速やかに変更登記又は抹消登記をしなければならない。

第十四章 居住権

第366条【居住権の定義】

居住権者は、生活居住の必要を満たすために、契約の約定に従って、他人の住宅に対して占有、使用する用益物権を有する。

第367条【居住権設定契約】

居住権を設定する場合、当事者は書面形式を採用して居住権設定契約を締結しなけれ

ばならない。

2 居住権設定契約は一般に次の条項を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 住宅の位置
- (三) 居住の条件及び要求事項
- (四) 居住権の期間
- (五) 紛争解決方法

第368条【居住権の設定】

居住権は無償で設定する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。居住権を設定する場合、登記機関に居住権登記を申請しなければならない。居住権は登記時から設定される。

第369条【居住権の制限規定と例外】

居住権は、譲渡、相続することができない。居住権を設定した住宅を賃貸してはならない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第370条【居住権の消滅】

居住権の期間が満了し、又は居住権者が死亡した場合、居住権は消滅する。居住権が消滅した場合、速やかに抹消登記手続をしなければならない。

第371条【遺言方式による居住権設定と法律適用】

遺言方式により居住権を設定する場合、本章の関係規定を参照適用する。

第十五章 地役権

第372条【地役権の定義】

地役権者は、契約の約定に従って自己の不動産の便益を高めるために、他人の不動産を利用する権利を有する。

2 前項にいう他人の不動産を承役地、自己の不動産を要役地とする。

第373条【地役権設定契約】

地役権を設定する場合、当事者は書面形式を採用して地役権設定契約を締結しなければならない。

2 地役権設定契約は一般に次に掲げる条項を含む。

- (一) 当事者の氏名又は名称及び住所
- (二) 承役地及び要役地の位置
- (三) 利用目的及び方法
- (四) 地役権の期間
- (五) 費用及びその支払方式
- (六) 紛争解決方法

第374条【地役権の設定と登記】

地役権は、地役権設定契約の発効した時に設定される。当事者が登記を求める場合、

登記機関に地役権設定登記を申請することができる。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第375条【承役地権利者の義務】

承役地の権利者は、契約の約定に従って地役権者によるその不動産の利用を認めなければならない。地役権者による権利行使を妨害してはならない。

第376条【地役権者の権利義務】

地役権者は、契約で約定した利用目的及び方法に従って承役地を利用し、承役地の権利者の物権に対する制限をできる限り減少させなければならない。

第377条【地役権の期間】

地役権の期間は当事者の約定による。但し、土地請負経営権、建設用地使用権等の用益物権の残存期間を超えてはならない。

第378条【地役権とその他の用益物権】

土地所有権者が地役権を有する又は地役権を負担する場合において、土地請負経営権、宅地使用権等の用益物権を設定するとき、当該用益物権者は既に設定されている地役権を継続して有し、又は負担する。

第379条【用益物権が存在する土地への地役権設定】

土地上に既に土地請負経営権、建設用地使用権、宅地使用権等の用益物権が設定されている場合、用益物権者の同意を得なければ、土地所有権者は地役権を設定することができない。

第380条【地役権の譲渡】

地役権は単独で譲渡することができない。土地請負経営権、建設用地使用権等を譲渡する場合、地役権も併せて譲渡する。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

第381条【地役権と抵当権】

地役権には単独で抵当権を設定することができない。土地経営権、建設用地使用権等に抵当権が設定されている場合、抵当権の実行時に、地役権も併せて譲渡する。

第382条【要役地の一部譲渡】

要役地及び要役地上の土地請負経営権、建設用地使用権等の一部を譲渡するとき、譲渡部分が地役権にかかる場合、譲受人は同時に地役権を有する。

第383条【承役地の一部譲渡】

承役地及び承役地上の土地請負経営権、建設用地使用権等の一部を譲渡するとき、譲渡部分が地役権にかかる場合、地役権は譲受人に対して法的拘束力を有する。

第384条【承役地権利者の解除権】

地役権者が次のいずれかに該当する場合、承役地の権利者は地役権設定契約を解除する権利を有し、地役権は消滅する。

- (一) 法律の規定又は契約の約定に違反して地役権を濫用したとき
- (二) 承役地を有償で利用し、約定した支払期限を徒過した後、合理的期間内に二度の催告を受けても費用を支払わないとき

第385条【地役権の変動と登記】

既に登記された地役権が変更、譲渡又は消滅した場合、速やかに変更登記又は抹消登記の手続をしなければならない。

第四分編 担保物権

第十六章 一般規定

第386条【担保物権の定義】

担保物権者は、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した担保物権の実行事由が発生した場合、法に基づき担保財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第387条【担保物権の適用範囲及び反担保】

債権者は、貸借、売買等の民事活動において、その債権の実現を保障するために、担保が必要である場合、本法及びその他の法律の規定に従って担保物権を設定することができる。

- 2 第三者が債務者のために債権者に担保を提供する場合、債務者に反担保を求めることができる。反担保は、本法及びその他の法律の規定を適用する。

第388条【担保物権設定契約と主たる契約】

担保物権を設定する場合、本法及びその他の法律の規定に従って担保権設定契約を締結しなければならない。担保権設定契約には、抵当権設定契約、質権設定契約、及びその他の担保的機能を有する契約を含む。担保権設定契約は主たる債権債務契約の従たる契約である。主たる債権債務契約が無効である場合、担保権設定契約も無効とする。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

- 2 担保権設定契約の無効が確認された後、債務者、担保権設定者、債権者に過失があった場合には、その過失に基づいて各自が相応する民事責任を負わなければならない。

第389条【被担保債権の範囲】

担保物権の担保範囲は、主たる債権及びその利息、違約金、損害賠償金、担保物の保管及び担保物権の実行に要する費用を含む。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。

第390条【担保物権の物上代位性】

担保期間中において、担保財産が毀損、滅失し、又は収用等を受けた場合、担保物権者は、取得した保険金、賠償金又は補償金等から優先的に弁済を受けることができる。被担保債権の履行期限が到来していない場合は、当該保険金、賠償金又は補償金等を供託することもできる。

第391条【債務移転の担保物権に対する効力】

第三者が担保を提供し、その書面による同意を得ずに、債権者が債務者による債務の全部又は一部の移転を認めた場合、担保権設定者は相応する担保責任を負わない。

第392条【物的担保と人的担保】

被担保債権に物的担保だけでなく人的担保もある場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した担保物権の実行事由が発生したとき、債権者は約定に従って債権を実現しなければならない。約定がない又は約定が不明確であり、債務者自らが物的担保を提供した場合、債権者は、まず当該物的担保から債権を実現しなければならない。第三者が物的担保を提供した場合には、債権者は、物的担保から債権を実行することができ、保証人に保証責任の負担を請求することもできる。担保を提供した第三者は、担保責任を負担した後、債務者に対して求償権を有する。

第393条【担保物権の消滅事由】

次のいずれかに該当する場合、担保物権は消滅する。

- (一) 主たる債権が消滅したとき
- (二) 担保物権を実行したとき
- (三) 債権者が担保物権を放棄したとき
- (四) 法律の規定により担保物権が消滅するその他の事由

第十七章 抵当権

第一節 一般抵当権

第394条【抵当権の定義】

債務の履行を担保するために、債務者又は第三者が財産の占有を移転せずに、債権者のために当該財産に抵当権を設定する場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したとき、債権者は当該財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の規定する債務者又は第三者を抵当権設定者、債権者を抵当権者、担保として提供された財産を抵当財産とする。

第395条【抵当財産の範囲】

債務者又は第三者が処分権を有する次に掲げる財産に抵当権を設定することができる。

- (一) 建物及びその他の土地定着物
- (二) 建設用地使用权
- (三) 海域使用权
- (四) 生産設備、原材料、仕掛品、製品
- (五) 建造中の建物、船舶、航空機
- (六) 交通輸送手段
- (七) 法律、行政法規により抵当権設定が禁止されないその他の財産

- 2 抵当権設定者は、前項の規定する財産につき、併せて抵当権を設定することができる。

第396条【生産用動産等の集合抵当】

企業、個人商工業者、農業生産経営者は、現在保有する及び将来保有する生産設備、原材料、仕掛品、製品に抵当権を設定することができ、債務者が履行期の到来した債務

を履行せず又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生した場合、債権者は、抵当財産確定時の動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

第397条【建物及び建設用地使用权に対する抵当権設定】

建物に抵当権を設定する場合、当該建物の占有範囲内の建設用地使用权にも併せて抵当権を設定する。建設用地使用权に抵当権を設定する場合は、当該土地上の建物にも併せて抵当権を設定する。

- 2 抵当権設定者が前項の規定に従って併せて抵当権を設定しない場合、抵当権が設定されていない財産にも併せて抵当権が設定されたものとみなす。

第398条【郷鎮、村企業の建設用地使用权、建物への抵当権設定】

郷鎮、村の企業の建設用地使用权には単独で抵当権を設定することができない。郷鎮、村の企業の工場等の建物に抵当権を設定する場合は、その占有範囲内の建設用地使用权にも併せて抵当権を設定する。

第399条【抵当権を設定できない財産】

次に掲げる財産には抵当権を設定することができない。

(一) 土地所有権

(二) 宅地、自留地（個人が保有する土地）、自留山（個人が保有する山地）等の集団が所有する土地の使用権。但し、法律の規定により抵当権を設定できる場合を除く。

(三) 学校、幼稚園、医療機関等の公益を目的として設立された非営利法人の教育施設、医療衛生施設及びその他の公益施設

(四) 所有権、使用権が不明な又は紛争が存在する財産

(五) 法に基づき封印、差押え、管理監督をされている財産

(六) 法律、行政法規が抵当権を設定することができないと規定するその他の財産

第400条【抵当権設定契約】

抵当権を設定する場合、当事者は、書面形式を採用して抵当権設定契約を締結しなければならない。

- 2 抵当権設定契約は、一般に次に掲げる条項を含む。

(一) 被担保債権の種類及び額

(二) 債務者の債務履行期限

(三) 抵当財産の名称、数量等の状況

(四) 担保する範囲

第401条【抵当直条項の効力】

抵当権者は、債務履行期限が到来する前に、抵当権設定者との間で、債務者が履行期の到来した債務を履行しない場合に抵当財産は債権者の所有に帰属させる旨の約定をしたとき、法に基づき抵当目的物から優先弁済を受領できるだけである。

第402条【不動産抵当権と登記】

本法第395条第1項第1号から第3号の規定する財産又は第5号の規定する建造中の建物に抵当権を設定する場合、抵当権設定登記を行わなければならない。抵当権は登

記時に設定される。

第403条【動産抵当権の効力】

動産に抵当権を設定する場合、抵当権は、抵当権設定契約の発効した時に設定される。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することができない。

第404条【動産抵当権の対抗力制限】

動産に抵当権を設定する場合、正常な事業活動において既に合理的な代金を支払い、抵当権を設定した財産を取得した買受人に対抗することができない。

第405条【抵当権と賃借権の関係】

抵当権が設定される前に抵当財産が既に賃貸され、かつ占有が移転していた場合、原賃貸借関係は当該抵当権の影響を受けない。

第406条【抵当財産の譲渡】

抵当権設定期間内において、抵当権設定者は抵当財産を譲渡できる。当事者に別段の約定がある場合、その約定に従う。抵当権を設定した財産を譲渡する場合、抵当権は影響を受けない。

- 2 抵当権設定者が、抵当財産を譲渡する場合、速やかに抵当権者に通知しなければならない。抵当権者は、抵当財産の譲渡が抵当権に損害を与えるおそれがあることを証明できる場合、譲渡により得た代金について抵当権者への債務の繰上げ弁済又は供託を抵当権設定者に対して請求できる。譲渡代金が債権金額を超えた部分は抵当権設定者の所有とし、不足する部分は債務者が弁済する。

第407条【抵当権と債権の分離譲渡禁止】

抵当権を債権と分離して単独で譲渡し、又はその他の債権の担保に供することはできない。債権を譲渡する場合、当該債権が担保される抵当権も併せて譲渡する。但し、法律に別段の規定又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第408条【抵当財産価値減少時の保護措置】

抵当権設定者の行為が抵当財産の価値を減少し得る場合、抵当権者は抵当権設定者にその行為の停止を請求する権利を有する。抵当財産の価値が減少した場合、抵当権者は、抵当財産の価値の回復、又は減少した価値に相応する担保の提供を請求する権利を有する。抵当権設定者が抵当財産の価値を回復せず、担保も提供しない場合、抵当権者は、債務の繰上げ弁済を債務者に請求する権利を有する。

第409条【抵当権・抵当権順位の放棄・変更】

抵当権者は、抵当権又は抵当権の順位を放棄することができる。抵当権者と抵当権設定者は、協議を経て抵当権の順位及び被担保債権額等の内容を変更することができる。但し、抵当権の変更は、その他の抵当権者の書面による同意を得ていない場合、その他の抵当権者に対して不利な影響を与えてはならない。

- 2 債務者が自己の財産に抵当権を設定し、抵当権者が当該抵当権、抵当権の順位を放棄し又は抵当権を変更した場合、その他の担保権設定者は、抵当権者が喪失した優先的に弁済を受ける権益の範囲内において担保責任を免れる。但し、その他の担保権設定者が

担保提供の継続を承諾した場合を除く。

第410条【抵当権の実行】

債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生した場合、抵当権者は、抵当権設定者との協議を経て抵当財産を時価換算し又は強制競売、強制換金し、その代金から優先的に弁済を受けることができる。協議がその他の債権者の利益を害する場合、その他の債権者は、人民法院に当該協議の取消を請求することができる。

- 2 抵当権者と抵当権設定者が抵当権実行方式について協議が調わない場合、抵当権者は、人民法院に抵当権を設定した財産の強制競売、強制換金を請求することができる。
- 3 抵当権を設定した財産を時価換算又は強制換金する場合、市場価格を参照しなければならない。

第411条【動産集合抵当の財産確定】

本法第396条の規定に従って抵当権を設定する場合、抵当財産は次のいずれかが発生した時に確定する。

- (一) 債務の履行期限が到来したが、債権が実現されていないとき
- (二) 抵当権設定者が破産宣告を受け又は解散したとき
- (三) 当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したとき
- (四) 債権の実現に重大な影響を与えるその他の事由

第412条【抵当財産果実の帰属】

債務者が履行期の到来した債務を履行せず、又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したことにより、抵当財産が人民法院から法に基づく差押えを受けた場合、差押えを受けた日から、抵当権者は当該抵当財産の天然果実又は法定果実を収取する権利を有する。但し、抵当権者が法定果実を弁済すべき義務者に通知していない場合を除く。

- 2 前項の規定する果実は、まず果実収取費用に充当しなければならない。

第413条【抵当財産換価代金の帰属】

抵当財産を時価換算又は強制競売、強制換金をした後、その代金が債権金額を超えた部分は抵当権設定者の所有に帰属し、不足する部分は債務者が弁済する。

第414条【同一財産に複数抵当権がある場合の弁済順序】

同一財産に二名以上の債権者に対して抵当権が設定されている場合、抵当権を設定した財産の強制競売、強制換金により得た代金は、次に掲げる規定に従って弁済する。

- (一) 抵当権が既に登記されている場合、登記時期の前後に従って弁済順序を確定する。
- (二) 抵当権が既に登記されている場合、未登記の場合に優先して弁済を受ける。
- (三) 抵当権が未登記の場合、債権の比率に従って弁済する。

- 2 その他登記可能な担保物権について、弁済順序は前項の規定を参照適用する。

第415条【抵当権、質権の弁済順序】

同一財産に抵当権だけでなく、質権も設定されている場合、当該財産の強制競売、強制換金により得た代金については、登記、引渡し時期の前後に従って弁済順序を確定する。

第416条【売買代金抵当権】

動産抵当が担保する主たる債権は、抵当財産の代金であり、目的物の交付後10日以内に抵当権設定登記を行った場合、当該抵当権者は、抵当物買受人のその他の担保物権者に優先して弁済を受ける。但し、留置権者を除く。

第417条【抵当権設定後に追加された建物】

建設用地使用権に抵当権が設定された後、当該土地上に新たに追加された建物は、抵当財産に属さない。当該建設用地使用権について抵当権を実行する場合、当該土地上に新たに追加された建物と建設用地使用権を併せて処分しなければならない。但し、新たに追加された建物により得た代金について、抵当権者は優先弁済を受ける権利はない。

第418条【集団所有土地使用権に設定された抵当権実行】

集団所有の土地使用権に法に基づき抵当権を設定した場合、抵当権を実行した後、法定手続を経なければ、土地所有権の性質及び土地の用途を変更することができない。

第419条【抵当権の存続期間】

抵当権者は、主たる債権の訴訟時効期間内に抵当権を行使しなければならない。行使しない場合、人民法院はこれを保護しない。

第二節 根抵当権（最高額抵当権）

第420条【根抵当権の定義】

債務の履行を担保するために、債務者又は第三者が一定期間内に継続して発生し得る債権に対して担保財産を提供した場合に、債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した抵当権の実行事由が発生したときは、抵当権者は債権極度額の限度内で当該担保財産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

2 根抵当権設定前に既に存在する債権は、当事者の同意を得て、根抵当権の担保する債権の範囲に組み入れることができる。

第421条【根抵当権の被担保債権の一部譲渡】

根抵当権の被担保債権の確定前に、債権の一部を譲渡する場合、根抵当権を譲渡することはできない。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第422条【根抵当権内容の変更】

根抵当権の被担保債権の確定前に、抵当権者と抵当権設定者は、協議により債権の確定期間、債権の範囲及び債権の極度額を変更することができる。但し、変更の内容は、その他の抵当権者に対して不利な影響を与えてはならない。

第423条【根抵当権の被担保債権確定事由】

次のいずれかに該当する場合、抵当権者の債権が確定する。

- (一) 約定した債権の確定期間が満了したとき
- (二) 債権の確定期間に関する約定がない又は約定が不明確であり、抵当権者又は抵当権設定者が根抵当権設定日から満2年を経過した後に債権確定を求めたとき
- (三) 新たな債権が発生し得ないとき

(四) 抵当財産が封印、差押えを受けたことを抵当権者が知り又は知り得べきであるとき

(五) 債務者、抵当権設定者が破産宣告を受け又は解散したとき

(六) 法律の規定により債権が確定するその他の事由

第424条【根抵当権の法律適用】

根抵当権については、本節の規定を適用するだけでなく、本章第一節の関係規定も適用する。

第十八章 質権

第一節 動産質

第425条【動産質の定義】

債務の履行を担保するため、債務者又は第三者がその動産に質権を設定して債権者に占有させた場合、債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した質権の実行事由が発生したとき、債権者は当該動産から優先的に弁済を受ける権利を有する。

2 前項の規定する債務者又は第三者を質権設定者とし、債権者を質権者とし、引き渡された動産を質物とする。

第426条【動産質設定の制限】

法律、行政法規が譲渡を禁止している動産に質権を設定することはできない。

第427条【質権設定契約】

質権の設定は、当事者が書面形式を採用して質権設定契約を締結しなければならない。

2 質権設定契約は、一般に次に掲げる条項を含む。

(一) 被担保債権の種類及び額

(二) 債務者の債務履行期限

(三) 質物の名称、数量等の状況

(四) 担保する範囲

(五) 質物の引渡時期、方式

第428条【流質条項の効力】

質権者は、債務履行期限の到来前に、質権設定者との間で、債務者が履行期の到来した債務を履行しない場合に質物を債権者の所有に帰属させる旨を約定したとき、法に基づき質物から優先弁済を受領できるだけである。

第429条【動産質権の設定】

質権は、質権設定者が質物を引き渡した時に設定される。

第430条【質権者の果実収取権】

質権者は、質物の果実を収取する権利を有する。但し、契約に別段の約定がある場合を除く。

2 前項の規定する果実は、まず果実収取の費用に充当しなければならない。

第431条【質権者による質物処分の制限】

質権者が質権の存続期間において、質権設定者の同意を得ずに質物を無断で使用、処分して質権設定者に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第432条【質物保管義務】

質権者は質物を適切に保管する義務を負う。保管が不適切であることにより質物が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

- 2 質権者の行為により質物が毀損、滅失するおそれがある場合、質権設定者は質権者に対して質物の供託を請求でき、又は債務の繰上げ弁済及び質物の返還を請求することができる。

第433条【質物の財産保全】

質権者の責めに帰すことができない事由により質物が毀損し、又は価値が明らかに減少するおそれがあり、質権者の権利を害するに足る場合、質権者は相応する担保を提供するよう質権設定者に請求する権利を有する。質権設定者が提供しない場合、質権者は質物を強制競売、強制換価することができ、質権設定者との協議により、強制競売、強制換価により得た代金から繰上げて債務を弁済させ、又は供託させることができる。

第434条【転質】

質権者が質権の存続期間内に質権設定者の同意を得ずに転質を行って質物が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

第435条【質権の放棄】

質権者は質権を放棄することができる。債務者が自己の財産に質権を設定し、質権者が当該債権を放棄した場合、その他の担保提供者は質権者が喪失した優先弁済を受ける権益の範囲内で担保責任を免れる。但し、その他の担保提供者がなお担保提供を承諾した場合を除く。

第436条【質物の返還と質権の実行】

債務者が債務を履行し又は質権設定者が被担保債権を繰り上げて弁済した場合、質権者は質物を返還しなければならない。

- 2 債務者が履行期の到来した債務を履行せず又は当事者が約定した質権実行事由が発生した場合、質権者は質権設定者との協議を経て質物を時価換算することができ、質物の強制競売、強制換価により得た代金から優先的に弁済を受けることもできる。
- 3 質物を時価換算し、又は強制換価する場合、市場価格を参照しなければならない。

第437条【質権設定者の質権行使請求権】

質権設定者は、債務履行期限の到来後、速やかに質権を行使するよう質権者に請求することができる。質権者が行使しない場合、質権設定者は、人民法院に質物の強制競売、強制換価を請求することができる。

- 2 質権設定者が速やかに質権を行使するよう質権者に請求し、質権者が権利行使を怠って質権設定者に損害を与えた場合、質権者が賠償責任を負う。

第438条【質物換価代金の帰属】

質物を時価換算又は強制競売、強制換価した場合に、その代金が債権金額を超えた部

分については質権設定者の所有に帰属し、不足する部分は債務者が弁済する。

第439条【根質権】

質権設定者と質権者は、協議により根質権を設定することができる。

- 2 根質権には、本節の関係規定を適用するほか、本編第十七章第二節の関係規定を参照適用する。

第二節 権利質

第440条【権利質の目的】

債務者又は第三者が処分する権利を有する次に掲げる権利には、質権を設定することができる。

- (一) 為替手形、約束手形、小切手
- (二) 債券、預金証書
- (三) 倉庫証券、船荷証券
- (四) 譲渡可能な基金持分、株式
- (五) 譲渡可能な登録商標専用権、専利権（特許、実用新案、意匠を含む）、著作権等の知的財産権における財産権
- (六) 現在又は将来有する売上債権
- (七) 法律、行政法規が質権を設定可能と規定するその他の財産権

第441条【有価証券に対する権利質設定】

為替手形、約束手形、小切手、債券、預金証書、倉庫証券、船荷証券に質権を設定する場合、質権は、権利証書が質権者に交付された時に設定される。権利証書がない場合、質権は、質権設定登記を行った時に設定される。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

第442条【有価証券に対する権利質実行】

為替手形、約束手形、小切手、債券、預金証書、倉庫証券、船荷証券の支払期日又は引渡期日が主たる債権の履行期より早く到来する場合、質権者は支払いを受け、又は貨物を受け取ることができ、かつ質権設定者との協議により支払われた代金又は受け取った貨物から債務を繰り上げ弁済又は供託させることができる。

第443条【基金持分等に対する権利質】

基金持分、株式に質権を設定する場合、質権は質権設定登記を行った時に設定される。

- 2 基金持分、株式は質権を設定した後、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合を除く。質権設定者が基金持分、株式の譲渡により得た代金は、質権者に債務を繰り上げ弁済し又は供託しなければならない。

第444条【知的財産権に対する権利質】

商標権、専利権、著作権等の知的財産権における財産権に質権を設定する場合、質権は質権設定登記を行った時に設定される。

- 2 知的財産権における財産権に質権を設定した後、質権設定者は譲渡又は他人の使用を許してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合を除く。質権

設定者が質権を設定した知的財産権における財産権の譲渡又は他人の使用の許諾により得た代金は、質権者に債務を繰り上げ弁済し又は供託しなければならない。

第445条【売上債権に対する権利質設定と譲渡制限】

売上債権に質権を設定する場合、質権は、質権設定登記を行った時に設定される。

- 2 売上債権に質権を設定した後、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合を除く。質権設定者が売上債権の譲渡によって得た代金は、質権者に債務を繰り上げ弁済し又は供託しなければならない。

第446条【権利質の法律適用】

権利質には本節の規定を適用するほか、本章第一節の関係規定を適用する。

第十九章 留置権

第447条【留置権の定義】

債務者が履行期の到来した債務を履行しない場合、債権者は既に適法に占有している債務者の動産を留置することができ、当該動産から優先弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の規定する債権者を留置権者、占有されている動産を留置財産とする。

第448条【留置財産と債権の関係】

債権者が留置する動産は、債権と同一の法律関係に属さなければならない。但し、企業間の留置の場合を除く。

第449条【留置権の適用範囲】

法律の規定又は当事者の約定により留置できない動産は、留置してはならない。

第450条【可分な留置財産】

留置財産が可分物である場合、留置財産の価値は債務の金額に相当しなければならない。

第451条【留置権者の保管義務】

留置権者は留置財産を適切に保管する義務を負う。不適切な保管により留置財産が毀損、滅失した場合、賠償責任を負わなければならない。

第452条【留置財産の果実】

留置権者は留置財産の果実を収取する権利を有する。

- 2 前項の規定する果実は、まず果実収取の費用に充当しなければならない。

第453条【留置権の実行】

留置権者と債務者は、財産を留置した後の債務履行期限を約定しなければならない。約定がない又は約定が不明確である場合、留置権者は債務者に60日以上債務履行期限を与えなければならない。但し、腐りやすい生鮮品等の保管が容易ではない動産を除く。債務者が期限を過ぎても履行しない場合、留置権者は債務者との協議により留置財産を時価換算することができ、留置財産の強制競売、強制換価により得た代金から優先弁済を受けることもできる。

- 2 留置財産を時価換算し、又は強制換価する場合、市場価格を参照しなければならない。

第454条【債務者の留置権行使請求権】

債務者は債務履行期限の到来後に留置権の行使を留置権者に請求することができる。留置権者が行使しない場合、債務者は人民法院に留置財産の強制競売、強制換価を請求することができる。

第455条【留置権の実行】

留置財産を時価換算し、又は強制競売、強制換価した後、その代金が債権金額を超えた部分については債務者の所有に帰属し、不足する部分は債務者が弁済する。

第456条【留置権とその他の担保物権】

同一動産上に既に抵当権又は質権が設定され、当該動産が更に留置された場合、留置権者が優先的に弁済を受ける。

第457条【留置権の消滅】

留置権者が留置財産に対する占有を喪失し、又は留置権者が債務者から別の担保提供を受けた場合、留置権は消滅する。

第五分編 占有

第二十章 占有

第458条【占有の法律適用】

契約関係等に基づいて占有が発生した場合、関係する不動産又は動産の使用、収益、違約責任等は、契約の約定に従う。契約に約定がない又は約定が不明確である場合、関係の法律規定に従う。

第459条【悪意占有者の損害賠償責任】

占有者が占有する不動産又は動産を使用して当該不動産又は動産が損害を受けた場合、悪意占有者は、賠償責任を負わなければならない。

第460条【無権占有の返還】

不動産又は動産が占有者に占有された場合、権利者は原物及びその果実の返還を請求することができる。但し、善意占有者が当該不動産又は動産の保守のために支出した必要費用を支払わなければならない。

第461条【占有物の毀損滅失責任】

占有する不動産又は動産が毀損、滅失し、当該不動産又は動産の権利者が賠償を請求した場合、占有者は毀損、滅失により得た保険金、賠償金又は補償金等を権利者に返還しなければならない。権利者の損害が十分に填補されない場合、悪意占有者は、更に損害を賠償しなければならない。

第462条【占有保護の方法】

占有する不動産又は動産の占有が侵害された場合、占有者は原物の返還を請求する権利を有する。占有を妨害する行為に対して、占有者は侵害停止、妨害排除又は危険除去を請求する権利を有する。占有の侵害又は妨害により損害を受けた場合、占有者は法に基づき損害賠償を請求する権利を有する。

2 占有者の原物返還請求権は、占有の侵害発生日から1年以内に行使しない場合、当該請求権は消滅する。

(つづく)